

公益通報制度について

対象受検機関：総務部法務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																					
<p>1 大阪府の公益通報制度のあらまし</p> <p>(1) 背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成12年～14年頃に相次いだ食品偽装やリコール隠し等の企業不祥事の多くが通報を契機に発覚したことから、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的に、国において公益通報者保護法が制定（平成16年公布、平成18年施行）された。 府の公益通報制度は、この法律の趣旨に基づき設けられたもので、法令違反の是正及びその未然防止を図ること等を目的に掲げる大阪府職員等のコンプライアンスの推進に関する要綱（平成23年制定、最新改正平成31年1月。以下「コンプラ要綱」という。）に基づき運用されている。なお、コンプラ要綱では、公益通報制度を、内部の職員等からの通報（以下「職員通報」という。）と外部の府民等からの通報（以下「府民通報」という。）に区分している。 <p>(2) 制度概要</p> <table border="1" data-bbox="255 869 1673 1621"> <thead> <tr> <th></th> <th>職員通報</th> <th>府民通報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目的</td> <td colspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> 法令違反の是正及びその未然防止 府における法令の遵守及び府民から信頼される公正な府政の運営（コンプライアンス）の推進 </td> </tr> <tr> <td>通報者</td> <td> 府職員等 ①知事部局、行政委員会等事務局の職員、府立学校の教職員（再任用職員含む）②非常勤職員（嘱託員等）③派遣、請負契約等に基づき府で働く労働者（コンピュータシステムの常駐オペレータなど） </td> <td>府民等（何人も）</td> </tr> <tr> <td>対象事実</td> <td colspan="2"> 府の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為で、 次の(1)～(3)のいずれかに該当する行為 (1)法令違反行為 (2)業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為 (3)法令違反につながるおそれのある行為 </td> </tr> <tr> <td>窓口</td> <td>法務課</td> <td>コンプライアンス委員※</td> </tr> <tr> <td>手段</td> <td>電子メール、郵送、電話、面談</td> <td>電子メール、郵送</td> </tr> <tr> <td>匿名</td> <td>可</td> <td>不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※コンプライアンス委員：公益通報担当として弁護士2名を選任。 コンプライアンス委員の業務（コンプラ要綱第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員宛職員通報の処理に関すること 公益通報の処理について、助言及び指導を行うこと 公益通報制度に関し改善すべき点について、助言及び指導を行うこと 		職員通報	府民通報	目的	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反の是正及びその未然防止 府における法令の遵守及び府民から信頼される公正な府政の運営（コンプライアンス）の推進 		通報者	府職員等 ①知事部局、行政委員会等事務局の職員、府立学校の教職員（再任用職員含む）②非常勤職員（嘱託員等）③派遣、請負契約等に基づき府で働く労働者（コンピュータシステムの常駐オペレータなど）	府民等（何人も）	対象事実	府の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為で、 次の(1)～(3)のいずれかに該当する行為 (1)法令違反行為 (2)業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為 (3)法令違反につながるおそれのある行為		窓口	法務課	コンプライアンス委員※	手段	電子メール、郵送、電話、面談	電子メール、郵送	匿名	可	不可	<p>1 府の公益通報制度は、法令違反の是正及びその未然防止を図ること等を目的としている。しかしながら、府民通報については、通報対象事実が「法令違反行為」に限定され、職員通報において対象とされている「法令違反につながるおそれのある行為」が対象とされていない。このことが、制度目的との不整合を生じさせている。また、通報を思い止まらせるような作用を生じさせかねない。</p> <p>2 受付けた通報の受理・不受理の決定は、関係所属長等が受理要件に該当するかどうかを確認、作成した要件確認書に基づき、法務課長が行っている。しかしながら、関係所属長等が要件審査の趣旨、目的を踏まえどのような確認を行うかについては、全庁共通のルールが定められておらず、関係所属長等により差が生じ、その結果、法務課長の受理・不受理の決定に影響を与えるおそれがある。</p> <p>3 受理した通報は、原則、関係部局長が総務部長からの指示を受けて調査を実施し、是正措置を講じることとされており、調査方法・結果・是正措置の内容についてコンプライアンス委員の意見を聴くこととされているが、総務部長が、関係部局長の調査方法・結果・是正措置について、適切性・妥当性・有効性について判断しているとは言い難い。</p>	<p>1 府民通報の通報対象事実について、制度目的との整合を図る観点、及び通報者の利用しやすさを確保する観点から、通報対象の拡大について検討されたい。</p> <p>2 受付けた通報の受理・不受理の決定に当たり、関係所属長等が実施する受理要件確認に差が生じないように、関係所属長等が要件審査の趣旨、目的を踏まえどのような確認を行うかについて、全庁共通のルールづくりを検討されたい。</p> <p>3 関係部局長による調査実施は、通報対象となった事務事業に精通する者による調査であることから精度の高さが期待できる一方、組織防衛の思考及び通報者保護への懸念が生じ得ることに留意する必要がある。この点を認識し、関係部局長の調査方法・結果・是正措置について、総務部長がその適切性・妥当性・有効性を判断するようにされたい。さらに、コンプライアンス委員が最終的な判断をするような仕組みづくりも含め検討されたい。</p>
	職員通報	府民通報																					
目的	<ul style="list-style-type: none"> 法令違反の是正及びその未然防止 府における法令の遵守及び府民から信頼される公正な府政の運営（コンプライアンス）の推進 																						
通報者	府職員等 ①知事部局、行政委員会等事務局の職員、府立学校の教職員（再任用職員含む）②非常勤職員（嘱託員等）③派遣、請負契約等に基づき府で働く労働者（コンピュータシステムの常駐オペレータなど）	府民等（何人も）																					
対象事実	府の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為で、 次の(1)～(3)のいずれかに該当する行為 (1)法令違反行為 (2)業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為 (3)法令違反につながるおそれのある行為																						
窓口	法務課	コンプライアンス委員※																					
手段	電子メール、郵送、電話、面談	電子メール、郵送																					
匿名	可	不可																					

- ・法令違反行為等に係る重大事象に関する調査を行い、その結果について知事に報告すること
- ・公正な職務の執行確保に関して、職員への助言及び指導を行うこと
- ・行き過ぎた苦情等への対応に関する職員への助言及び指導を行うこと
- ・その他府のコンプライアンスに関する助言及び指導を行うこと

2 処理状況

(1) 過去3年度の年度別通報件数（令和元年6月6日現在） (単位 件)

年度	職員通報							府民通報						
	受付				受理のうち調査着手			受付				受理のうち調査着手		
	内訳			検討中	うち結果通知	うち是正要	内訳			検討中	うち結果通知	うち是正要		
	受理	不受理	検討中				受理	不受理	検討中					
28	13	10	3	0	10	10	2	28	3	25	0	3	3	1
29	16	6	10	0	6	6	1	16	2	14	0	2	2	0
30	36	22	10	4	22	16	7	10	5	4	1	5	5	2
合計	65	38	23	4	38	32	10	54	10	43	1	10	10	3

(2) 過去3年度の通報に対する事件別平均処理日数等一覧（令和元年6月6日現在） (単位 件又は日)

事案	職員通報							府民通報						
	受付				通報から受理、不受理決定までの平均処理日数	通報から処理結果までの平均処理日数	受付				通報から受理、不受理決定までの平均処理日数	通報から処理結果までの平均処理日数		
	内訳			検討中			内訳			検討中				
	受理	不受理	検討中		受理	不受理	検討中							
喫煙関係	8	7	1	0	34	115	0	0	0	0	(事例なし)	(事例なし)		
手当関係	7	7	0	0	43	120	1	0	1	0	15	(事例なし)		
パワハラ セクハラ	9	3	5	1	49	102	2	0	2	0	55	(事例なし)		
文書管理関係	7	3	4	0	74	233	0	0	0	0	(事例なし)	(事例なし)		
その他	34	18	13	3	71	124	51	10	40	1	35	146		
合計	65	38	23	4	59	126	54	10	43	1	35	146		

4 標準処理期間の設定や、必要と見込まれる期間の通報者への通知については、案件により関係部局長の調査や是正措置の期間に相当の差が生じること、また、事前予測が困難なことを理由としてこれらを行っていない。このため、通報者がいつまでに通報に対する処理が終了するのかを予測できない状態となっている。また、総務部長による進捗管理ができていない。

5 通報対応の終了後、通報を機に講じた是正措置が適切に機能しているかどうかや、通報者に対し通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかどうかについて確認が行われていない。なお、通報者等から申し出があれば、適切に対応しているが、通報者等に対し、申し出る場合の窓口や手続等についての教示・案内等を行っていない。
また、庁内ホームページの現行システムに、アクセスカウント機能がないことからアクセス件数が把握されておらず、制度の利用しやすさについて利用者視点での検証等も行われていない。加えて、コンプライアンス委員の業務の一つに、「公益通報制度に関し改善すべき点について、助言及び指導を行うこと」があるが、コンプライアンス委員に対しても、定期又は随時に意見照会する等は行われていない。

6 府の公益通報に係る組織体制（令和元年）は、法務課長1名、参事（グループ長）1名、総括主査2名の4名、予算は454千円となっている。

4 通報者の予測可能性に資する観点、及び関係部局長による調査が遅滞なく進捗するよう総務部長がマネジメントする観点から、標準処理期間の設定、必要と見込まれる期間の通報者への通知又はその他の仕組みについて検討されたい。

5 通報対応終了後、是正措置等が十分に機能していることや、通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないことを本人が希望する連絡方法によって確認すること、又は通報者等が容易に申し出ることができるよう窓口や手続等について教示・案内を行うこと等について検討されたい。
また、庁内ホームページのアクセス件数を容易に把握できるようにすることを含め、制度の利用しやすさについての職員アンケート等、利用者視点で検証する手法の導入や、コンプライアンス委員の効果的な活用等により、制度について定期的に評価及び点検する仕組みについて検討されたい。

6 公益通報を活用したリスク管理等を通じ、府の行政事務がより一層適正化するよう、上述の改善を求める事項（意見）に取り組むために必要な体制等の整備

を図られたい。

(3) 過去3年度の通報別・窓口別受付件数（令和元年6月6日現在）（単位 件）

年度	職員通報		府民通報
	受付窓口		受付窓口
	法務課	コンプライアンス 委員	法務課
28	10	3	28
29	11	5	16
30	19	17	10
合計	40	25	54

3 制度運用

(1) 受理・不受理の決定

- ・はじめに、受付けた通報が「法令違反行為」「府の事務又は事業の管理、運営、執行等に係る行為」その他の受理要件に該当するかどうかを確認するため、通報の対象となった事務事業に精通する所属の長等（以下「関係所属長等」という。）が、通報者名等が黒塗りされた通報の転送を受け、各受理要件について確認を行うこととされている。
- ・その後、法務課長が、関係所属長等作成の要件確認書（様式指定）に基づき、不受理についてはコンプライアンス委員の意見聴取（受理要件非該当が明らかであると認めたものを除く。）を経て、受理・不受理の決定を行っている。
- ・関係所属長等における要件確認に際し、要件審査の趣旨、目的を踏まえどのような確認を行うか（ヒアリングの有無等）についてはルール化されておらず、関係所属長等により差が生じ、その結果、法務課長の受理・不受理の決定に影響を与えるおそれがある。

(2) 調査の実施等

- ・原則、関係部局長が、総務部長から調査指示を受けて調査を実施し、是正措置を講じている。
- ・その上で、調査方法・結果・是正措置の内容についてコンプライアンス委員の意見を聴き、妥当でないとの意見であれば、関係部局長が再調査等を実施することとしている。
- ・関係部局長の調査方法・結果・是正措置について、総務部長が内容の確認はするものの、適切性・妥当性・有効性を判断しているとは言い難い。

4 通報者保護

(1) 公益通報者保護法

- ・公益通報者保護法の目的は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等を定めることにより、公益通報者の保護を図ること等とされている。（第1条）
- ・また、事業者は、その使用し、又は使用していた公益通報者が公益通報をしたことを理由として、当該公益通報者に対して、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならないとされている。（第5条）

(2) 国のガイドラインとの比較

・消費者庁策定の「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（平成 29 年 7 月）」（地方自治法上の「技術的な助言」。以下「ガイドライン」という。）と府の制度を比較したところ、通報者保護等に関する取組みにおいて、次の差異が認められた。

	ガイドライン	府の現状
標準処理期間の設定	・通報の受理から通報対応の終了までに要する標準的な期間を定め、又は必要と見込まれる期間を通報者に対し遅滞なく通知するよう努めるとされている。	・案件により対応終了までの期間に相当の差が生じること、また、事前予測が困難なことから、標準処理期間の設定や、必要と見込まれる期間の通報者への通知は行っていない。
通報対応終了後の是正措置等が十分に機能していることの確認	・通報対応終了後、是正措置等が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他の改善を行うよう努めるとされている。	・通報対応終了後に是正措置等が適切に機能しているかどうかの確認は行っていない。 ・ただし、通報者等から是正措置が不十分である旨の申し出があれば、新たな通報として扱うなど適切な対応を行うとしている。 ・なお、通報者等に対し、是正措置が不十分である旨を申し出る場合の窓口や手続等についての教示・案内等は行っていない。
通報対応終了後の通報を理由とした不利益な取扱いが行われていないことの確認	・通報対応の終了後、通報者に対し通報したことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行うとされている。	・不利益な取扱いについて監査対象機関からの積極的な確認は行っていない。 ・理由は、フォローアップのための通報者への接触が、通報者特定リスクを増大させるためとしている。
不利益な取扱いがあった場合の救済措置	・フォローアップの結果、不利益な取扱いが認められる場合には、通報者を救済するための適切な措置を講じるとされている。	・通報者等から申し出があり、不利益な取扱いが認められる場合は、法令遵守推進委員及び主任者と対応を協議するなど事例に応じて対応としている。 ・なお、通報者等に対し、不利益な取扱いがあった場合の申出窓口や手続等についての教示・案内等は行っていない。

<p>通報対応の仕組みの定期的な評価及び点検</p>	<p>・通報対応の仕組みの運用について、職員等及び中立的な第三者の意見等を踏まえて定期的に評価及び点検を行うとともに、通報対応の仕組みを継続的に改善するよう努めるとされている。</p>	<p>・定期的な評価及び点検について明文化された制度はない。 ・なお、職員アンケート等を行っていない。 ・また、庁内ホームページ※のアクセス件数は、実際に通報に至った件数との差を分析することで制度の利用しやすさの検討等に資すると考えられるが、現行システムにカウント機能がなく把握が容易でないことから、庁内ホームページのアクセスカウントが把握されていない。 ・加えて、コンプライアンス委員の業務の一つに、公益通報制度に関し改善すべき点について助言及び指導を行うことがあるが、コンプライアンス委員に対し、定期又は随時に意見照会する等を行っていない。</p> <p>※庁内職員の情報共有を目的に、庁内各室課から提供された各種情報等で構成されているもの。庁外からはアクセスできない。</p>		
<p>5 その他（体制・予算等）</p> <p>(1) 改正地方自治法と公益通報制度の重要性の高まり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月施行の改正地方自治法は、都道府県知事に対し、財務に関する事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するため内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することを義務付けている。 ・これに先立ち、総務省が策定した「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月）」では、組織における情報の伝達及びモニタリング等の通常の伝達経路が適切に機能しない場合に備え、内部及び外部からの通報制度を整備すべきである旨記載されている。 ・地方自治法の改正、内部統制制度の導入・実施の流れを受け、公益通報制度の重要性が高まっていることについては、法務課においても認識されている。 <p>(2) 体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報に係る府の平成30年組織体制は、法務課長1名、同課訟務・コンプライアンス推進グループ長（課長補佐級）1名、同グループ（主査・主事）各々1名の計4名。 ・なお、令和元年に、自治法改正（内部統制）に対応するため、グループ長を参事（課長級）に変更し、主事を主査に変更。ただし、全者、他の業務を有している。 <p>※参考 大阪市における公益通報に係る組織体制（令和元年） 監察課長1名、課長代理1名、担当係長3名、担当2名、計7名。公正職務審査委員の委員6名（弁護士、公認会計士）</p>				

<p>(3) 予算 ・454 千円（令和元年コンプライアンス委員報酬）</p> <p>※参考 大阪市における公益通報に係る予算 18,146 千円（令和元年公正職務関係費）</p> <p>(4) 平成 30 年度住民監査請求事案</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年度の印刷業務に係る住民監査請求（棄却）の請求人は、住民監査請求に先立ち職員通報を行っていたが、当該通報は、関係所属長等が受理要件に該当するかどうかを確認し作成した要件確認書に基づき、違法性なしとして法務課長が不受理の決定を行っていた。 しかしながら、本件は、住民監査請求の監査結果において「内部統制の仕組みがコンプライアンスの確保に対して適切に機能するよう留意されることを期待する。」として意見を付したものであり、法令違反につながるおそれのある行為として受理し、十分な調査を尽くすべき事案であった。 		
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年 8 月 2 日、事務局：同年 6 月 12 日から同年 7 月 9 日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
財務部 税務局	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="578 573 1739 680"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年10月26日</td> <td>29,720円</td> <td>1人</td> <td>平成30年12月6日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年10月26日	29,720円	1人	平成30年12月6日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日								
東京都	平成30年10月26日	29,720円	1人	平成30年12月6日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月13日から同年7月12日まで）

大阪文化芸術フェスについて

対象受検機関：府民文化部文化・スポーツ室文化課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 大阪文化芸術フェスについて</p> <p>(1) 事業目的 大阪府内のホール・劇場や公園に、国内外の文化コンテンツを一堂に集め、上方伝統芸能から現代文化に至るまでの様々なプログラムを集中的に実施することで、府内全域に多くの観光客を呼び込む。あわせて大阪の文化魅力を発信することにより国際エンターテイメント都市の実現を図り、ラグビーワールドカップ等の三大スポーツ大会や2025年の大阪万博につなげていく。</p> <p>(2) 事業の実施主体 平成29年4月3日 大阪文化芸術フェス実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置</p> <p>(3) 実行委員会構成団体（平成29年4月3日施行大阪文化芸術フェス実行委員会規約（以下「実行委員会規約」という。））※ 大阪府、大阪市、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、一般社団法人関西経済同友会、公益財団法人大阪観光局、公益財団法人関西・大阪21世紀協会 ※令和元年5月17日施行実行委員会規約における構成団体は以下のとおり 大阪府、大阪市、大阪商工会議所、公益財団法人大阪観光局、一般財団法人関西観光本部</p> <p>(4) 実行委員会の事務局 実行委員会の事務の遂行に必要な事務を処理するため、事務局を大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課（以下「文化課」という。）に置く（実行委員会規約第9条第1項）。 なお、事務局は、文化課職員5名で構成されている。</p> <p>2 事業の実施状況等について</p> <p>(1) 実行委員会に対する負担金の支出について ア 負担実績等 前記、実行委員会構成団体のうち、実行委員会に対して負担金を支出しているものは、大阪府のみである。なお、負担金支出実績等は（表1）のとおり。</p>	<p>本事業の実施主体は実行委員会であるが、事務局職員は文化課の職員のみで構成され、ほとんどのプログラムが、事務局主導のもと事業者の提案と異なる内容で実施されていた。 また、実行委員会構成団体のうち負担金を支出しているのは府のみであった。 このような状況にあつては、本事業は実質的に府が実施している事業であると言わざるを得ない。</p>	<p>検出事項に記載の状況にあつては、実質的に府が事業を実施していると言わざるを得ないことから、実行委員会形式ではなく、府が法令や府の規程等に基づき直営で事務を執行されたい。 引き続き実行委員会形式により事業を実施する場合は、各構成団体が責任と応分の費用を負担するとともに、事務局への参画も含め、実施体制を整えられたい。併せて、公募型プロポーザル方式の実施について、府の取扱いに準じた運用を行われたい。</p>

(表1)

(単位:千円)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
当初予算額	160,405	160,000	240,000
府一般財源(宿泊税)	76,905	80,000	118,500
文化振興基金繰入金	3,500	0	4,000
国庫支出金(補助金)	80,000	80,000	117,500
負担実績額	80,138	130,334	—
府一般財源(宿泊税)	76,638	79,934	—
文化振興基金繰入金	3,500	0	—
国庫支出金(補助金)	0	50,400	—

イ 府のみが負担金を支出する理由

- ・ 実行委員会については、文化を核として大阪の都市魅力を創造し、発信することを目指し府が主導し立ち上げたものであることから、府が事業費を負担し、推進していくこととしている。
- ・ 2年目以降については国庫補助金も活用するなど、財源確保に努めている。

(2) 事業の実施状況等について

ア 事業者提案プログラムと最終プログラムについて

公募型プロポーザル方式により大阪文化芸術フェス 2018 の事業者を選定している。最終プログラムを確認したところ、当初、事業者から提案されたプログラムから内容が異なっている状況であった。

【事業者提案プログラム】

万博記念公園で実施 13 件
 その他会場で実施 8 件



大阪松竹座 (大阪市中央区)
 テクスピア大阪 (泉大津)
 うめきた SHIP ホール(大阪市北区)
 他 1 か所

【最終プログラム】

万博記念公園で実施 4 件
 その他会場で実施 16 件



大阪市中央公会堂(大阪市北区)
 いずみホール (大阪市中央区)
 豊中市立文化芸術センター
 貝塚市民文化会館 他 12 か所

なお、事業者から提案されたプログラム21件のうち、提案内容どおりに実施したものはなく、提案内容を一部変更して実施したプログラムは3件であった。残りの提案プログラム18件については、提案と異なる内容を実施していた。

<p>イ プログラムの見直しについて 内容をより一層充実させるため、事務局と事業者で調整した結果、変更となった。 具体的には、提案内容を基に事務局と事業者が調整を進める中で、プログラムの内容が既存の公演に冠を被せて助成するような内容のものや、委託料で興行リスクを補うような内容のもの、その他にも会場や出演者との調整等が整わなかった等の理由により変更となった。 変更案については、全て事務局からの発案であり、実行委員会委員からの発案はなく、事業者との調整後プログラム案を委員に提示し、了解を得る（書面決議を含む。）という手順をとっている。</p>		
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年8月1日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
府民文化部 人権局人権擁護課	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>業者研修会啓発相談業務（3,281,686円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届（契約書第6条関係 特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項第3）） 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
<p>府民文化部 文化・スポーツ室文化課</p>	<p>小口支払基金においては、予期せぬ事情等により、事前に資金の前渡を受けられない場合は、資金前渡職員等の口頭承認を得て、その使用者として現金により支払い、速やかに決裁を得て資金の交付を受けることとされている。</p> <p>しかし、資金前渡職員等の口頭承認を得てタクシーを使用した際、その支払において、職員個人のクレジットカードが使用されているものがあった。</p> <p>また、領収書に記載された使用金額8,830円で精算した後、付与されたポイント（1ポイント1円換算）相当額（44円）を当該職員から戻入させるべきところ、使用金額8,830円から、付与されたポイント（1ポイントを1円換算）相当額（44円）を差し引いた8,786円で精算を行っていた。</p> <p>（小口支払基金支出伺書の内容）</p> <table border="1" data-bbox="599 810 1362 1045"> <tr> <td>経費支出年月日</td> <td>平成30年9月20日</td> </tr> <tr> <td>用途</td> <td>タクシーの使用</td> </tr> <tr> <td>使用金額</td> <td>8,830円</td> </tr> <tr> <td>付与されたポイント</td> <td>44（1ポイント1円換算）</td> </tr> <tr> <td>精算額</td> <td>8,786円</td> </tr> <tr> <td>使用年月日</td> <td>平成30年9月20日</td> </tr> </table>	経費支出年月日	平成 30 年9月 20 日	用途	タクシーの使用	使用金額	8,830 円	付与されたポイント	44 （1ポイント1円換算）	精算額	8,786 円	使用年月日	平成 30 年9月 20 日	<p>検出事項のような事例について、資金前渡の徹底を図るなど、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法】 （支出の方法）</p> <p>第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。</p> <p>2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。</p> <p>【地方自治法施行令】 （資金前渡）</p> <p>第161条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。</p> <p>十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの</p> <p>【大阪府財務規則】 （資金前渡できる経費）</p> <p>第41条 令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。</p> <p>二十八 前各号に掲げるもののほか、小口の経費で小口支払基金に係るもの（資金前渡職員）</p> <p>第42条 令第161条の規定により支払をさせる場合は、別表第2の第2欄に掲げる職にある者に対して資金を前渡するものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、別表第2の第2欄に掲げる職にある者が欠けたとき又はその者に事故があるときは、当該期間中、同表の第3欄に掲げる職にある者に対して資金を前渡するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、本庁の課長及び予算執行機関の長（次項において「資金前渡職員指定者」という。）は、必要があると認めるときは、その都度資金を前渡される者を指定することができる。</p> <p>4 資金前渡職員指定者は、第1項又は第2項の規定により資金を前渡される者については年度当初（異動があった場合には、異動の時）に、前項の規定により指定された者については指定した時に、その者の職、氏名、使用の印影等を記した報告書を、会計管理者又は予算執行機関の出納員に提出しなければならない。ただし、口座振替の方法により資金を前渡する場合は、この</p> </div>
経費支出年月日	平成 30 年9月 20 日													
用途	タクシーの使用													
使用金額	8,830 円													
付与されたポイント	44 （1ポイント1円換算）													
精算額	8,786 円													
使用年月日	平成 30 年9月 20 日													

限りでない。

【大阪府財務規則の運用】

第42条関係

5 資金前渡職員は、自己の名と責任において支払をするものである限り、使用者による支払をすることができる。

【小口支払基金の管理に関する規則】

(資金の精算等)

第8条 資金前渡職員は、年度末に精算を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、資金前渡職員は、随時に精算を行うことができる。

3 前2項の規定により精算を行うときは、精算書(様式第3号)を作成の上領収書その他の書類を添付して知事に提出しなければならない。

(会計事務ポータルサイト FAQ 小口支払基金)

Q2 予期せぬ事情により出張先で現金支払が必要になった場合、どのように処理すればよいでしょうか。

次の手順で処理してください。

(1) 電話等で連絡し、資金前渡職員等の口頭承認を得て、支払をする。(資金前渡職員の承認を得た支払は、資金前渡職員の名と責任において行うものであるから、財務規則の運用第42条関係第5項に規定する使用者による支払とみなします。)

(2) 口頭承認分について、速やかに「小口支払基金支出伺(様式第1号の1)」を用いて文書管理システムにより決裁を得て、資金の交付を受ける。

【注意】

この場合の伺年月日は、小口支払基金支出伺作成日とし、伺い文に、「口頭承認によらざるを得なかった事情」及び「〇月〇日(事前)に口頭により承認を得た」旨を明記してください。

【地方財務実務提要】

(資金前渡金精算と領収書)

一般に、資金前渡を受けた者が正当債権者に支払いをした場合、その者の領収書を徴しなければならないことは当然であり、資金前渡の精算の場合、これを添付して支払いの正当性を証明するのが通常の方法でしょう。この添付する領収書が(中略)精算の場合の証拠書類になる。(以下略)

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
府民文化部 府民文化総務課	<p>平成30年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="608 510 1534 651"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>精算（戻入）すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月から同年9月まで</td> <td>177,340円</td> <td>（5月分）32,840円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	精算（戻入）すべき額	平成30年4月から同年9月まで	177,340円	（5月分）32,840円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、精算事務（戻入）が行われなかった原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当戻入ルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 （通勤手当）</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 （支給対象期間）</p> <p>第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難しい場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。</p> <p>（支給方法等）</p> <p>第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）</p> <p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係</p> <p>1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>
支給対象期間	既支給額	精算（戻入）すべき額						
平成30年4月から同年9月まで	177,340円	（5月分）32,840円						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
府民文化部 文化・スポーツ室文化課	<p>平成30年10月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="599 510 1644 638"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>精算（戻入）すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年10月から平成31年3月まで</td> <td>84,630円</td> <td>(2～3月分) 23,770円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	精算（戻入）すべき額	平成30年10月から平成31年3月まで	84,630円	(2～3月分) 23,770円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、精算事務（戻入）が行われなかった原因を確認し、所属のチェック体制の強化や通勤手当戻入ルールの周知徹底を図ることなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 (通勤手当)</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 (支給対象期間)</p> <p>第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。</p> <p>(支給方法等)</p> <p>第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）</p> <p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について（通知）】 第4条関係</p> <p>1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>
支給対象期間	既支給額	精算（戻入）すべき額						
平成30年10月から平成31年3月まで	84,630円	(2～3月分) 23,770円						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
府民文化部 府民文化総務課	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが29件あった。</p>					<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	
	東京都	平成30年4月27日	29,700円	1人	平成30年5月30日	
	東京都	平成30年4月27日	29,240円	1人	平成30年5月30日	
	東京都	平成30年5月7日から同月8日まで	38,450円	1人	平成31年3月29日	
	大阪市内 (泊を伴う)	平成30年5月24日から同月25日まで	360円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年7月2日	29,260円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年7月9日	29,260円	1人	平成31年3月29日	
	北海道	平成30年8月20日から同月21日まで	97,100円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年8月10日	30,300円	1人	平成31年3月29日	
	広島県	平成30年7月18日から同月24日まで	94,390円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年8月14日	29,660円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年9月10日から同月11日まで	37,200円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年9月7日	29,800円	1人	平成31年4月2日	
	東京都	平成30年9月7日	29,700円	1人	平成31年3月29日	
	埼玉県	平成30年9月25日	30,140円	1人	平成31年3月29日	
	埼玉県	平成30年9月25日	29,940円	1人	平成31年3月29日	
	兵庫県	平成30年9月25日	2,600円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年9月26日	28,840円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年11月1日	29,500円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年11月3日	29,380円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年11月12日	28,860円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年11月21日	28,960円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年12月3日	28,860円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成30年11月29日	29,540円	1人	平成31年3月29日	

	東京都	平成30年12月21日	29,700円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成31年1月7日から同月8日まで	38,530円	1人	平成31年3月29日	
	愛知県	平成31年1月10日	13,490円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成31年1月18日	29,260円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成31年1月27日から同月28日まで	37,750円	1人	平成31年3月29日	
	東京都	平成31年2月22日	29,330円	1人	平成31年3月29日	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
府民文化部 府民文化総務課	<p>下記の普通財産について、公有財産台帳の異動登録を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：女子大学大仙校舎</p> <table border="1" data-bbox="507 512 1650 688"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 512 715 575">種別</th> <th data-bbox="715 512 1294 575">所在地番</th> <th data-bbox="1294 512 1650 575">公簿面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 575 715 688">土地</td> <td data-bbox="715 575 1294 688">誤) 大阪府堺市堺区五条通21番9 正) 大阪府堺市堺区大仙町260番36</td> <td data-bbox="1294 575 1650 688">160.00㎡</td> </tr> </tbody> </table>	種別	所在地番	公簿面積	土地	誤) 大阪府堺市堺区五条通21番9 正) 大阪府堺市堺区大仙町260番36	160.00㎡	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳の異動登録を行うとともに、大阪府公有財産規則等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (公有財産台帳)</p> <p>第15条 財務部長は、一切の公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>2 部局長等は、その所管する公有財産について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳を備えなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録)</p> <p>第5条 財産の所管換え、増改築、売払い等（以下「異動」という。）により、台帳に記載する内容に数量等の増減や事項の補正等の修正が生じた場合は、速やかにシステムを用いて当該内容の増減登録や事項修正登録を行うものとする。（以下略）</p> </div>
種別	所在地番	公簿面積						
土地	誤) 大阪府堺市堺区五条通21番9 正) 大阪府堺市堺区大仙町260番36	160.00㎡						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
<p>府民文化部 文化・スポーツ室 文化課</p>	<p>計量法によれば、電気等の使用量を計量する特定計量器について、検定証印等の有効期間を経過したものは使用してはならないとされている。 文化課が事業主体として行う「次世代育成型メセナ自動販売機設置事業」により設置した自動販売機について、募集要項で設置を求める特定計量器の検定証印等の有効期限が経過しており、文化課においては、契約の適切な履行を確保するための必要な監督を怠っていた。</p> <table border="1" data-bbox="549 661 1537 808"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> <th>特定計量器確認年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力量計 1台</td> <td>平成31年3月</td> <td>令和元年6月25日</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	特定計量器確認年月日	電力量計 1台	平成31年3月	令和元年6月25日	<p>検出事項について、法令等に基づき、契約の適切な履行を確保するための必要な監督を徹底するとともに、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器については、新しいものに取り替えるよう事業者に指導するなど、必要な是正措置を行われたい。</p> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> <p>【地方自治法】 (契約の履行の確保) 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【地方自治法施行令】 (監督又は検査の方法) 第167条の15 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によつて行なわなければならない。</p> <p>【次世代育成型メセナ自動販売機設置事業募集要項】 自動販売機の設置・管理等に係る全ての経費（電気料も含む）を負担いただきます。電気使用量の算出に当たっては、設置事業者の負担により子メーターを設置してください。電気使用料は、大阪府庁舎管理課に指定する期日までに、全額納入してください。</p>
計量器の種類	有効期間の終期	特定計量器確認年月日						
電力量計 1台	平成31年3月	令和元年6月25日						

		<p>【次世代育成型メセナ自動販売機設置事業に関する協定書】 (庁舎内設置)</p> <p>第2条 乙は、甲が大阪府庁舎（大手前庁舎別館1階）内において指定する場所（無償で提供）に、次世代育成型メセナ自動販売機を設置し、管理する。</p> <p>2 乙は、前項の設置及び管理にあたり、次の事項について負担する。</p> <p>一 自動販売機の設置及び管理に係る全ての経費（電気料金を含む）</p> <p>※乙：事業者 甲：大阪府</p>
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月7日から同年7月5日まで）

I R 関連について

対象受検機関：I R 推進局 企画課、推進課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 I R 推進局の役割・担当業務 I R 推進局は、平成28年12月に「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」が成立したことを踏まえ、I R（統合型リゾート）の誘致に関する事項を大阪府・大阪市一体で行うことを目的として、平成29年4月に府市共同の内部組織として設置された。 その主な業務内容は、I Rの誘致の企画及び立案並びに総合調整と、I Rの誘致の推進に関することである。 具体的には、I R推進会議の運営、大阪I R基本構想の策定、I R誘致に向けた理解促進、施設設計に関する調整、事業者公募に向けた準備などのほか、I R立地に伴う懸念事項対策としてギャンブル等依存症対策（以下「依存症対策」という。）などに取り組んでいる。</p> <p>2 依存症対策の推進 I R推進局は、I R誘致を契機にギャンブル等依存症の抑制を図るため、予防教育・啓発活動を拡充するとともに、依存症対策のトップランナーをめざし、全国をリードする対策の構築や実態把握に向けた検討を進めている。</p> <p>(1) 平成30年度の高校生向け依存症予防啓発推進事業 高校3年生等にギャンブル等依存症予防のためのリーフレットを配布 （平成30年度の配布部数：高等学校用 約90,000部、支援学校用 約1,700部） 上記の依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについて、大阪府監査委員は、地方自治法第242条第1項の規定により平成30年12月28日及び平成31年1月15日に提出されたI Rリーフレットに係る住民監査請求について、平成31年2月26日付けで請求人あて請求を棄却する旨を通知し、この住民監査請求の結果において、次のように意見を示した。</p> <p>【住民監査請求に係る監査結果（意見）】</p> <p>(1) 本件においては、I R推進局が、ギャンブル等依存症対策として、本件リーフレットを作成し学校現場において高校3年生に配布している。 I R推進局は、大阪府組織条例において「特定複合観光施設の誘致に関する事項」を所管することとされ、I R事業を推進することを役割とする部署であることから、I R推進局が本件リーフレットを作成する場合には、本件リーフレットの表現内容に対する他部署による牽制ないし内部統制が有効に機能せず、ギャンブル等依存症がギャンブル等にのめり込み、コントロールができなくなる精神疾患であるにもかかわらず、簡単に治癒が可能なものとして、そのマイナス面を意図的に抑えて周知しているのではないか、という疑念を抱かせるおそれがある。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>ギャンブル等依存症が精神疾患の一つとされていることからすると、青少年を含む一般に向けた対策に当たっては健康医療部が、また、学校における教育指導に当たっては教育委員会事務局である教育庁が所管することが望ましいものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>(2) 本件リーフレットの表現内容には、誤解を与えるおそれのある表現や十分な教育的配慮に欠ける表現が散見される。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p>平成30年度の依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについては、住民監査請求の結果において示した意見のとおり、当該事業を所管すべき部署のほか、リーフレットの表現内容と、ギャンブル依存症問題に関する学校現場における教育指導体制の整備に関して、課題が見受けられた。</p> <p>平成31年4月1日から大阪府処務規程の改正により、ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務については、健康医療部保健医療室が所管していることから、同法に基づき行われる、家庭、学校等の場における依存症対策については、I R推進局が所管するものではない。</p> <p>しかしながら、令和元年度においても、I R推進局が、健康医療部及び教育庁と協議・調整を行いながら、高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレットを作成するなど、学校等における依存症対策を推進している。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策基本法に基づき行われる、家庭、学校等の場における依存症対策については、健康医療部が所管するものであることから、I R推進局においては、I R誘致に関連して行われるものに限り、健康医療部の施策を受けて、依存症対策の推進を図られたい。</p> <p>なお、令和元年度以降の高校生向け依存症予防啓発推進事業等の依存症対策の推進に係る事業については、その分掌に応じて対応されたい。</p>

(3) 平成30年7月に文部科学省より公表された高等学校学習指導要領解説保健体育編において、「精神疾患の予防と回復」の中で、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする」と記載されている。

もつとも、当該学習指導要領は、2022年4月以降に高等学校の第1学年に入学した生徒から年次進行により段階的に適用することとされており、ギャンブル依存症問題に関する学校現場における教育指導体制が十分に整っているとは言いきれない。

(以下略)

(2) ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務の分掌

ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年10月5日施行）では、基本理念とともに、国、地方公共団体等の責務が規定されており、府は同法に基づき依存症対策を実施する責務を有する。

大阪府処務規程により、平成31年4月1日から、健康医療部保健医療室において、ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務をつかさどることとされている。

【ギャンブル等依存症対策基本法】

(目的)

第1条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育の振興等)

第14条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

【地方自治法】

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

【大阪府組織条例】

2 地方自治法第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務（前項に規定する事務を除く。）を分掌させるため、次の部及び局を置く。

五 IR推進局

(一) 特定複合観光施設の誘致に関する事項

七 健康医療部

(一) 保健衛生に関する事項

【大阪府処務規程】

(分課)

第1条 大阪府組織条例（昭和28年大阪府条例第1号）第2項に規定する部又は局に属する局、室及び課並びに当該部に属する局又は室に属する課を次のとおり置く。

(略)	(略)	(略)
IR推進局		企画課
		推進課
(略)	(略)	(略)
健康医療部	(略)	(略)
	保健医療室	保健医療企画課、医療対策課、地域保健課
	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(IR推進局の事務)

第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 局の行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 局の予算に関すること。
- 三 局の職員の人事、給与、厚生福利及び服務に関すること。
- 四 局の組織及び定数に関すること。
- 五 局の行政運営の管理に関すること。
- 六 局の広報及び広聴に関すること。
- 七 特定複合観光施設の誘致の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 八 局中他課の主管に属しないこと。

2 推進課においては、特定複合観光施設の誘致の推進に関する事務をつかさどる。

(健康医療部の事務)

第10条

2 保健医療室においては、次の事務をつかさどる。

- 二十二 ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関すること。

(3) 令和元年度の依存症対策の推進（I R推進局の所管）

ア 高校生向け依存症予防啓発推進事業

依存症対策に関する高校生向けのリーフレットについて、令和元年度も引き続きI R推進局が主体となりリーフレットを作成・配布する予定であるが、作成に当たっては、健康医療部、教育庁等の関連部局とより一層の緊密な連携を図りながら、しっかりと取り組んでいく。

リーフレットの内容について、関係部局と綿密に協議し、より適切な表現となるよう、専門家の意見も踏まえ、ギャンブル等依存症の予防に役に立つリーフレットを作成していきたい。文部科学省が作成した「ギャンブル等依存症指導参考資料」を踏まえ、教育庁とも調整して、高校生向けギャンブル等依存症予防リーフレットを作成する予定である。

なお、組織としての意思決定については、関係部局が合意した調整後の最終案を各部局で決裁し、意思決定がなされたことを確認した上で、I R推進局内で決裁を行い、最終決定する。

リーフレットの配布に当たっては、生徒への配布時に趣旨やねらいを説明いただけるよう各高校に依頼するとともに、参考となるメモを作成・送付し、できる限り意図が伝わるよう努めてきたところである。今後も教育現場の実情に配慮しながら、補足説明も含め、適切に対処できるよう教育庁と十分協議を行っていく。

イ 依存症対策の推進に係るその他の事業について

- ・ 府内高校連携モデル事業
依存症予防に資する府内高校と連携した出前授業を実施
- ・ 教員向け依存症予防啓発事業
新たに、高校等の教員向けにギャンブル等依存症予防に関する知識啓発のための研修を実施
- ・ ギャンブル等依存症予防に資する教材作成事業
新たに、高校生向けにギャンブル等依存症の基礎知識が理解できる動画教材を作成し、教育を支援
- ・ 若者・地域支援者向けギャンブル等依存症予防事業
大学や専門学校の学生支援センター職員や青少年指導員などの地域支援者向けに研修を実施
- ・ ギャンブル等依存症一般府民啓発事業
府民向け予防セミナーを開催するとともに、新たに、アルコール関連問題啓発週間にあわせ、依存症に対する正しい知識の理解を深めるため、アルコール・薬物依存も交えた啓発イベントを開催
- ・ ギャンブル等依存症対策研究会
I R推進を契機に依存症対策のトップランナーをめざし、世界の先進事例に加え、大阪独自の対策をミックスした総合的かつシームレスな取組（大阪モデル）を構築するため、平成30年5月29日に設置した「ギャンブル等依存症対策研究会」を運営する。
- ・ ギャンブル等依存症深掘り調査
相談・治療機関に来られる相談者や患者に関する情報を集約、整理し、今後の施策立案に活用するための実状分析

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年7月30日、事務局：令和元年6月11日から同月25日まで）

介護・福祉人材確保戦略の取組について

対象受検機関：福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課、高齢介護室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)		
<p>1 「大阪府介護・福祉人材確保戦略」の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国的に、少子高齢化・人口減少社会の進展に伴い、生産年齢人口（15～64歳人口）が減少していく中で、要介護・要支援認定者、単身あるいは夫婦のみの高齢者世帯等は増加し続けることが見込まれている。また、既に、介護・福祉人材をめぐる労働市場はひっ迫していることに加え、将来にわたって需要面における人材ニーズの増加スピードは、供給面の増加スピードを上回るペースで推移していくと見込まれている。 こうした状況下において、府は、平成29年6月、大阪府社会福祉審議会 介護・福祉人材確保等検討専門部会（構成員：学識経験者、介護職団体関係者、施設団体代表など）を設置し、同年11月、3つのアプローチ（1. 参入促進、2. 労働環境・処遇の改善、3. 資質の向上）により、オール大阪で介護・福祉人材の量と質の確保に取り組むことを取りまとめた「大阪府介護・福祉人材確保戦略」（以下「戦略」という。）を策定した。 <p>2 確保すべき人材の具体的な数値目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 戦略の内容は、「大阪府高齢者計画2018」（平成30年3月）、「第4期大阪府地域福祉支援計画」（2019年3月）等に反映され、これらの計画において、確保すべき人材の具体的な数値目標が掲げられている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>●「大阪府高齢者計画 2018」における目標・指標</p> <p>2020年 需要推計 179,031人 供給推計 167,902人（需給ギャップ 11,129人）・・・目標：需要推計を上回ること</p> <p>2025年 需要推計 208,042人 供給推計 173,547人（需給ギャップ 34,495人）・・・目標：需要推計を上回ること</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> 推計値は、厚生労働省が都道府県等を支援するため作成した推計ツール（介護人材需給推計ワークシート）により算出されている。 また、国の推計ツールにおいて算定対象とされた介護人材（すなわち、府及び国が人材確保に取り組む対象）は、次のとおり。 「介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員」（介護福祉士やケアマネジャー（介護支援専門員）などの有資格者だけでなく、資格を持たない介護に従事する者を含むが、介護施設の職員であっても事務職員や調理士など、介護に従事しない者は含まない。） 国の推計ツールによる推計値以外に、府における介護職員の過不足の現状（入所・通所・訪問等の介護サービスの種別ごと等）については、把握・分析されていない。 <p>3 介護・福祉人材確保に向けた具体的取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 府は、戦略において示された3つのアプローチを具体化するため、平成30年度から地域医療介護総合確保基金（※）を活用し、次に掲げる新規事業を展開している。 ※ 地域医療介護総合確保基金…地域の実情に応じた介護従事者の確保対策等を支援するため各都道府県に設置された基金（造成割合：国2/3、都道府県1/3） <p>● アプローチ1 参入促進：ターゲットに応じた事業展開</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 『介護福祉士になろう！』推進プロジェクト事業（当初予算額3,708千円・決算額3,682千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 2px;">目的</td> <td style="padding: 2px;">・特に若者をターゲットに、介護職への「きつい」などのマイナスイメージを一新し、「なりたい職業」「選</td> </tr> </table> </div>	目的	・特に若者をターゲットに、介護職への「きつい」などのマイナスイメージを一新し、「なりたい職業」「選	<p>1 将来的に不足が見込まれる介護・福祉人材については、国の推計ツールによる推計値をベースに確保すべき人材の具体的な数値目標が定められ、個別事業が実施されているものの、府における介護職員の過不足の現状（入所・通所・訪問等の介護サービスの種別ごと等）については、把握・分析されていない。</p> <p>2 必要な介護・福祉人材を確保するため、府が戦略に基づき実施した平成30年度新規事業のうち、複数の事業（①介護の研修×お仕事チャレンジ事業、②介護入門者研修（『介護助手』の育成）事業、③職員の資質向上・職場定着支援事業）において、参加者数や申請件数の実績が予定を大きく下回っていた。</p>	<p>1 介護人材の確保に資する事業については、府における介護職員の過不足の現状（入所・通所・訪問等の介護サービスの種別ごと等）を十分に把握・分析した上で、より実態に即するよう事業内容等を決定されたい。</p> <p>2 参加者数や申請件数の実績が予定を大きく下回った事業については、介護現場での就労を希望する人材や、離職した介護人材等のニーズをより幅広くかつ詳細に把握するとともに、必要とする介護人材の利便性や柔軟性に配慮する等改善策を検討されたい。</p>
目的	・特に若者をターゲットに、介護職への「きつい」などのマイナスイメージを一新し、「なりたい職業」「選			

概要	ばれる職業」となることを目指したイメージアップを図る。
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の仕事の「よさ」を具体的にイメージできるような広報・発信を実施する。 ・介護福祉士の認知度向上や介護の仕事の魅力発信のためのプロモーションビデオを2本（各30秒、60秒）制作しYouTubeで配信。 ・平成31年1月20日から配信開始、3月31日時点で再生回数が15万回を超えた。

(2) 介護の研修×お仕事チャレンジ事業（当初予算額28,399千円・決算額2,940千円）	
目的	・社会人経験者、女性などの介護業務未経験者をターゲットに、介護職員初任者研修の受講を促進し、職場体験につなげることにより、介護職員のすそ野拡大を図る。
概要	・介護職員初任者研修を受講した者のうち大阪福祉人材支援センターが実施する職場体験事業に参加した者に対して、研修事業者を介し受講料の一部（1人当たり2万円・平均受講料52,500円の約4割）を補助する。
対象者	・介護職員初任者研修を受講した者のうち、大阪福祉人材支援センターが実施する職場体験事業に参加した者（学生及び現在介護の職についている者を除く）。
実績	・参加者が当初予定を大きく下回り、 <u>44名（当初予定1,280名）</u> であった。

(3) 介護入門者研修（『介護助手』の育成）事業（当初予算額2,747千円・決算額2,227千円）																																														
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年齢者や子育て後の女性などをターゲットに、介護業務の入門的な研修を実施し多様な人材の参入を促進するとともに、施設における業務の機能分化を図り、専門職が高度なケアに特化できる体制を確保する。 ・さらに、参加者の生きがいづくりや介護予防にもつなげる。 																																													
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・府内7ブロックにおいて研修（基礎講座3時間、入門講座19時間）を実施する。 ・受講料1,000円 																																													
対象者	・介護業務未経験者で介護に関心があるなど、誰でも参加可能																																													
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者が当初予定を大きく下回り、<u>149名（当初予定1,400名）</u>であった。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>ブロック</th> <th>基礎講座(名)</th> <th>入門講座(名)</th> <th>基礎入門講座(名)</th> <th>計(名)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市内</td> <td>53</td> <td>3</td> <td>16</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>北摂</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>北河内</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>中河内</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>南河内</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>泉北</td> <td>21</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>泉南</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>93</td> <td>6</td> <td>50</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table>	ブロック	基礎講座(名)	入門講座(名)	基礎入門講座(名)	計(名)	大阪市内	53	3	16	72	北摂	12	0	12	24	北河内	0	2	9	11	中河内	3	0	2	5	南河内	4	1	2	7	泉北	21	0	4	25	泉南	0	0	5	5	合計	93	6	50	149
ブロック	基礎講座(名)	入門講座(名)	基礎入門講座(名)	計(名)																																										
大阪市内	53	3	16	72																																										
北摂	12	0	12	24																																										
北河内	0	2	9	11																																										
中河内	3	0	2	5																																										
南河内	4	1	2	7																																										
泉北	21	0	4	25																																										
泉南	0	0	5	5																																										
合計	93	6	50	149																																										

(4) 介護留学生受入適正化推進事業（当初予算額1,405千円・決算額687千円）			
目的	・出入国管理及び難民認定法の一部改正（平成29年9月1日施行）により、留学生として入国し、介護福祉養成施設を卒業して介護福祉士資格を取得した外国人は「介護」の在留資格で国内就労が可能となったため、急増している介護留学生の適正な受入体制を整備することにより、外国人人材の確保を図る。		
概要	・「大阪府介護留学生適正受入推進協議会」を設立し、関係者間での情報共有と適正な受入れ体制の確保に向けての検討を行う。 ・「大阪府版 在留資格「介護」による外国人留学生受入れガイドライン（平成30年3月）」（以下「ガイドライン」という。）の内容を研修等により周知する。		
実績	①ガイドラインの作成 ②大阪府介護留学生適正受入推進協議会の開催（2回） ③外国人留学生の介護職員受入れ状況アンケートの実施 ④研修会開催4回・参加者347名（対象者：府内の介護老人福祉施設等の職員及び市町村介護人材確保担当課等の職員） 〔なお、決算額が予算額を下回ったのは、①研修案内を可能な施設についてメール送付したこと、②協議会の内1回を府公館（無料）で開催・研修会場に低価の施設を使用したこと等による。〕		
● アプローチ2 労働環境・処遇の改善：雇用環境改善と事業者の取組促進			
(1) 介護ロボット導入・活用支援事業			
ア 介護ロボット機器購入補助事業（当初予算額10,000千円・決算額9,709千円）			
目的	・介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化等により雇用環境の改善を図る。		
概要	・介護ロボットを導入する介護事業者に、費用の一部（購入費の1/2、上限額30万円/台）に対する補助金を交付する。		
実績	・38事業者、78台、計9,709千円（予算10,000千円）*申請282台、約27,000千円		
イ ノーリフト・ポリシー普及啓発事業（当初予算額2,500千円・決算額998千円）			
目的	・腰痛等による介護従事者の身体的負担による離職を防止する。		
概要	・介護事業者を対象に「持ち上げない介護」であるノーリフト・ポリシーの考え方や技術の普及につながる講義を中心とした研修会と合わせて、介護ロボットの活用効果や活用事例等について紹介する。		
実績	・平成31年2月18日「平成30年度介護ロボット・福祉機器の導入活用セミナー」参加者115名（対象者：府内の介護施設の施設長及び職員） ・研修会と合わせて、介護ロボットの活用効果や活用事例等を紹介。また、介護ロボット（①で申請の多かった介護ロボットを中心に選定）の展示・体験会を行った。 〔なお、決算額が予算額を下回ったのは、①セミナー開催準備の非常勤雇用期間が当初予定より短期間となったこと、②メール等によりハンドブック（セミナー資料）作成検討委員会開催数減等による。〕		
(2) おおさか介護かがやき表彰事業（当初予算額1,844千円・決算額230千円）			
目的	・表彰制度を活用して介護サービス事業者による「労働環境・処遇の改善」のための自主的な取組を促進し、その成果を普及することにより、介護業界のイメージアップ及び介護人材の育成や確保・定着率の向上を図る。		
概要	・大阪府内に所在する介護保険サービス事業者から、「働きやすい、働きがいのある、働きつづけたい職場		

	づくりの取組」を募集し表彰する。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護・福祉等関係分野の有識者による選定検討会を経て選定した10法人13事業所（応募44法人65事業所）を表彰した。 ・関係団体が企画する介護の日（11月11日）のイベントと連携して、表彰式を実施した。 ・表彰の対象となった取組内容をまとめた事例集を作成し、府ホームページに掲載。集団指導や福祉の就職総合フェア等のイベントで配付した。また、パネルを作成し「介護ロボット・福祉機器の導入活用セミナー」で掲示するなど取組を参考にできるよう、周知を図った。 <p>〔 なお、決算額が予算額を下回ったのは、①表彰式・事例発表を他イベントと連携して実施したこと、②選定委員の人数減（5名予定→4名）や内2名の報酬等の辞退等による。 〕</p>		
● アプローチ3 資質の向上：スキルアップと定着促進のため、地域ごとの取組を支援			
職員の資質向上・職場定着支援事業（当初予算額34,647千円・決算額3,681千円）			
目的	・市町村の主体的な取組を進め、府内の介護職員のスキルアップや定着促進、若い世代に対する福祉・介護への理解促進を図る。		
概要	・府内の市町村が地域の実情に応じて実施する介護人材の定着支援に向けた取組や若い世代に福祉・介護への理解促進を図るための事業（研修、相談支援、福祉教育、法人連携支援等）に対して補助（1市町村3/4、上限75万円）を行う。		
実績	<ul style="list-style-type: none"> ・申請が当初予定を大きく下回り、<u>5市等（※）（当初予定43市町村）</u>であった。 ※くすのき広域連合（守口市・門真市・四條畷市の3市の介護保険事業を共同処理している特別地方公共団体）含む。 		

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年8月8日、事務局：令和元年6月6日から同年7月4日まで）

子ども食堂等の設置拡大等について

対象受検機関：福祉部 子ども室 子育て支援課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行</p> <p>(1) 法施行と都道府県の責務等</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とする「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行された。 法は、都道府県の責務を「子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」(第4条)ことと定め、都道府県は「子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努め」(第9条)、「子どもの貧困対策を適正に策定し、及び実施するため、子どもの貧困に関する調査及び研究その他の必要な施策を講ずる」(第14条)こと等を規定している。 <p>(2) 都道府県計画の策定と調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 府では、平成27年3月に「大阪府子ども総合計画」(以下「都道府県計画」という。)を策定し、これを法第9条に基づく都道府県計画と位置づけ、教育、就労、生活支援など各分野の総合的な取組により、子どもの貧困対策を推進している。(期間：本体計画 平成27～36年度、事業計画 平成27～31年度) また、府域における子どもの生活実態や学習状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、平成28年度に「子どもの生活に関する実態調査」(以下「実態調査」という。)を実施した。 <p>2 実態調査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査対象 小学5年生とその保護者及び中学2年生とその保護者 調査方法 13市町(※1)を除く30市町村(13市町は個別調査)のエリアで8,000世帯(住民基本台帳より無作為抽出)に対して調査票を郵送し、郵送にて回収を得た。43市町村では80,130世帯に配布(回収率62.3%)。なお、居住地域の記載欄はなし。 (※1) 13市町：大阪市、門真市、八尾市、豊中市、吹田市、能勢町、枚方市、交野市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、泉佐野市 調査研究業務委託 公立大学法人大阪府立大学大学院人間社会システム科学研究科(9,690千円) ※13市町は個別に委託契約 調査結果(子どもの孤立防止に取り組む基となったデータを抜粋) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>①放課後ひとりである子どもは約2割 ②困窮度が高いほど、家以外の大人や学校以外の友達と過ごす割合が低い ③嫌なことや悩んでいるときの相談相手についての質問で「誰にも相談したくない」は約1割 ④7割近くの子どもの何らかの悩みを持っている など</p> </div> <p>3 実態調査を踏まえた具体的取組の取りまとめ</p> <p>《子どもの孤立防止の取組の1つとしての「子ども食堂の府内全域展開、ネットワークの強化」》</p> <ul style="list-style-type: none"> 府は、実態調査の結果を踏まえた課題の解決に向け、都道府県計画に掲げる事業等について、全庁挙げて点 	<p>府は、子どもの貧困対策に関する具体的取組の一つとして、子ども食堂等の府内全域展開等に取り組むこととしており、広域自治体として市町村を支援する役割・立場から、複数の事業を実施している。</p> <p>事業実施に当たり、府は、平成28年度に実態調査を実施し、府域の状況について一定把握しているものの、地域ごとの生活保護世帯に属する子どもの数等や、施策対象である子ども食堂等のうち、食事提供を伴わない子ども食堂以外のものがどのような形態・内容で、どの程度存在するか等について把握し、各市町村の直面する課題やニーズを分析して効果的に事業を推進することが肝要である。</p> <p>このため、速やかにこれらを把握・分析し、次期計画に反映することを検討されたい。</p>	<p>広域自治体として、市町村の取組を効果的に支援し、最少の経費で最大の取組促進を図るためには、地域ごとの生活保護世帯に属する子どもの数等や、施策対象である子ども食堂等のうち、食事提供を伴わない子ども食堂以外のものがどのような形態・内容で、どの程度存在するか等については、把握していない。</p>

検を実施し、国、府、市町村の役割分担を踏まえながら『子どもの生活に関する実態調査』を踏まえた子どもの貧困対策に関する具体的取組について（平成30年3月）（以下「具体的取組」という。）を取りまとめた。

- この中で、「子どもの孤立防止」の取組の1つとして、「子ども食堂の府内全域展開、ネットワークの強化」が掲げられ、「【H30年度～】子ども食堂等（※2）の居場所づくりが府内全域で展開できるよう相談窓口の設置や広域調整機能について検討」とされた。

（※2）「子ども食堂等」：「子ども食堂」は、地域のボランティア等が子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含み、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されている（平成30年6月28日厚生労働省通知）。一方、府が府内全域展開に取り組む対象は、「子ども食堂等」。子ども食堂の他、食事提供を伴わない無償の学習塾や地域での交流の場等を含むものである。

4 子ども食堂等の府内全域展開に係る府の取組

(1) 府内の子ども食堂の把握等（平成29年度～）

- 子ども食堂の数、所在地、連絡先、開催日、活動内容等について、市町村を通じた調査を実施し、平成30年9月現在の状況を把握している。
- また、把握した情報（運営者に掲載許可がとれたものに限る。）は、子ども食堂運営者間のネットワーク構築や府民・企業からの支援を促進するため、子ども食堂一覧として府ホームページに掲載している。

《大阪府内の子ども食堂数（平成30年9月1日現在）》

329か所（9市町村はゼロ）

（単位：か所数）

大阪市	111	守口市	3	大東市	3	東大阪市	13	忠岡町	1
堺市	39	枚方市	21	和泉市	1	泉南市	0	熊取町	1
岸和田市	15	茨木市	14	箕面市	2	四條畷市	2	田尻町	0
豊中市	17	八尾市	14	柏原市	1	交野市	2	岬町	0
池田市	6	泉佐野市	7	羽曳野市	3	大阪狭山市	1	太子町	3
吹田市	2	富田林市	7	門真市	9	阪南市	0	河南町	0
泉大津市	5	寝屋川市	8	摂津市	3	島本町	2	千早赤阪村	0
高槻市	0	河内長野市	0	高石市	3	豊能町	0		
貝塚市	4	松原市	4	藤井寺市	1	能勢町	1		

- 上の状況把握対象は子ども食堂に限定されており、子ども食堂等については、監査時点（令和元年8月）で把握されていなかった。

(2) 新子育て支援交付金による市町村の取組支援（平成29年度～）

- 平成27年度から子育て支援施策の向上に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援するため交付している新子育て支援交付金について、平成29年度に「子どもの居場所づくり事業」を優先配分枠のモデルメニューに追加した。

<ul style="list-style-type: none"> ・ これにより、子ども食堂等の居場所づくりを行うとともに、気になる家庭への見守りを行う等、NPOや民間事業者と連携して地域全体で子どもや家庭を支援できる体制整備を行う市町村を支援（事業実施に当たっての備品購入費や施設改修費、運営に必要な人件費・食材費・消耗品費（食器・学習用品等の購入費）・光熱水費・保険料等を補助（1事業当たり上限500万円））している。 ・ 平成29年度11市町、平成30年度16市町 （新子育て支援交付金優先配分枠の決算額：平成29年度487,498千円、平成30年度478,002千円） <p>(3) 子ども食堂サミット in 大阪（平成29年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取組拡大のため、子ども食堂に取り組んでいる団体やこれから活動を始めようとする者の交流の場として、平成29年11月に「子ども食堂サミット in 大阪」を開催した。参加者413名（子ども食堂運営者、学生、企業、福祉団体、行政機関関係者など）。 ・ サミット終了後のアンケート結果においては、「食堂の設置や取組が更に進んでいくことが必要だと改めて感じた。」や「官・民・地域が一体となって継続していけるような仕組みづくりが必要だと思った。」「企業（経済界）と、子ども食堂や居場所づくりの取組を結ぶしくみづくりに期待。」といった感想・意見が寄せられ、「とても満足」、「やや満足」との回答が約8割であった。 ・ 開催費用 1,001千円（本事業に対し、民間からの寄附1,000千円） <p>(4) こども食堂コンシェルジュ事業（平成30年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域における子ども食堂等の居場所づくりの取組を進めるに当たり、広域的に取り組む必要のある事業（子ども食堂等居場所づくりの開設・運営継続に係るノウハウ（相談窓口）の提供、ボランティアや物品寄贈の際の調整、地域ネットワークのモデルづくり）を実施するため、子ども食堂コンシェルジュ事業を実施した。 ・ 助成金上限4,500千円・実績額4,489千円 <p>5 府の役割・立場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、「子ども食堂等の居場所づくりの必要性は、各地域の貧困家庭数等の状況に加え、学校、福祉部局、地域を含む様々な取組の状況を踏まえ、市町村において把握するもの」であり、「府は全ての市町村において取組が進められるよう支援する」役割・立場であるとの認識の下に、上述の事業に取り組んでいる。 ・ このため、監査時点（令和元年8月）では、市町村ごとの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの数、進学率等といった地域（市町村ごと）の実情については、把握されていなかった。 <p>6 次期都道府県計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、令和2～6年度を計画期間とする次期都道府県計画の策定を予定している。 		
---	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年8月8日、事務局：令和元年6月6日から同年7月4日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが1件あった。</p> <p>なお、平成30年度監査においても、本件と同様の事案が1件検出されている。</p> <table border="1" data-bbox="647 674 1546 821"> <thead> <tr> <th data-bbox="647 674 943 745">人数</th> <th data-bbox="943 674 1121 745">延べ件数</th> <th data-bbox="1121 674 1546 745">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="647 745 943 821">1名</td> <td data-bbox="943 745 1121 821">1件</td> <td data-bbox="1121 745 1546 821">平成30年6月25日</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成30年6月25日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期						
1名	1件	平成30年6月25日						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月6日から同年7月4日まで）

ギャンブル等依存症対策について

対象受検機関：健康医療部保健医療室

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 健康医療部の役割・担当業務</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康医療部では、府民のいのちと健康を守るため、地域医療の充実確保、健康づくりの推進、地域保健・感染症対策、国民健康保険財政の安定的な運営、医薬品・食品・水等の安全性確保等の各施策に総合的に取り組んでいる。 平成30年度は、「生涯を通じた『こころの健康問題』への対策」を、部局運営方針における5つの重点的取組テーマの一つに掲げ、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の充実に取り組んだ。 <p>2 健康医療部における依存症対策（平成30年度）</p> <p>(1) 依存症者への相談支援の充実、依存症治療を行う医療機関の拡充</p> <p>ア 依存症者への相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 土日の相談窓口である「おおさか依存症土日ホットライン」を開設 (相談実数；アルコール50件、薬物18件、ギャンブル等44件、その他65件) こころの健康総合センター、府保健所、中核市保健所において、依存症の相談を実施 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> こころの健康総合センター相談実数；アルコール 64 件、薬物 88 件、ギャンブル等 256 件、その他 22 件 保健所（中核市含む）相談実数 ；アルコール 648 件、薬物 131 件、ギャンブル等 118 件、その他 54 件 </div> こころの健康総合センターで薬物依存症、ギャンブル等依存症の家族を対象にした教室を実施 (薬物依存症 参加者9名、ギャンブル等依存症 参加者16名) こころの健康総合センターや府保健所で市町村や相談支援事業所等関係機関職員を対象に、依存症への理解と支援方法を学ぶ研修や事例検討会を実施（こころの健康総合センター実施分（研修）計304名・（事例検討会）計162名 ほか） <p>イ 依存症治療を行う医療機関の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪精神医療センターにおいて、ギャンブル等依存症支援専門プログラムを試行実施（33名） 依存症専門医療機関（※1）数を拡充（依存症専門医療機関を新たに4か所選定。大阪市・堺市所在医療機関も含めて12か所）等 <p>※1；「依存症専門医療機関」となることを希望し、かつ、所定の要件を満たす医療機関について、知事が選定するもの</p> <p>(2) 庁内連携体制の強化、医療機関や依存症自助団体等のネットワークによる公民連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府依存症庁内連携会議を開催（9月、3月）し、庁内の連携体制を強化。他に、大阪府依存症関連機関連携会議（7月、2月）、アルコール健康障がい対策推進部会（8月、11月）、薬物依存症地域支援体制推進部会（10月、11月）、ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会（10月、12月）を開催し、依存症者支援の課題抽出、解決策検討を実施 大阪アディクションセンター（※2）加盟機関・団体によるミニフォーラムを開催（12月～1月、計4回） 計132名 府保健所（全11保健所）において、保健所圏域における精神保健医療に係る会議を開催し、依存症対策について検討 等 <p>※2；依存症の本人及び家族に対し、相談・治療・回復のための支援を行うための仕組み。当事者・自助グループ、弁護士会、病院・診療所、保健所等の関係機関による連携体制（ネットワーク）の呼称</p>	<p>1 大阪府処務規程が改正され、平成31年4月1日から「ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関すること」は、保健医療室がつかさどることが明示された。</p> <p>しかしながら、令和元年度においても、IR推進局が高校生向けリーフレットの作成等を予定しており、保健医療室は協議・調整を受けている。</p> <p>2 保健医療室が府内専門学校に公募して作成したギャンブル等依存症啓発ポスターは、既にギャンブル等依存症である人、そのおそれのある人及びその家族等をターゲットとし、ギャンブル等依存症が病気であることに気付き、早期の受診や必要な支援にたどり着くことの重要性を伝えること（進行の防止・回復）を目的に作成された。</p> <p>しかしながら、本ポスターは、表現において回復可能である旨が強調されているがゆえに依存症になることの怖さや深刻さが十分に伝わらず、発症の防止が必要な人にギャンブル等依存症が容易に回復できるかのような誤解を与えるおそれがある。</p>	<p>1 保健医療室は、ギャンブル等依存症対策のために必要な人員、予算等の体制の整備を図り、分掌に応じた事務を遂行されたい。</p> <p>2 ギャンブル等依存症対策基本法において、地方公共団体は、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の防止に必要な知識の普及等を行うこととされていることに鑑み、今後、啓発に当たっては、丁寧な、かつ、誤解を生じさせない表現となるよう工夫されたい。</p>

(3) 依存症についての正しい知識の普及と相談窓口の周知の強化

- ・ 依存症が病気であり、誰でもかかる可能性があるが、回復（※3）できることについての理解を促進するとともに、依存症の専門医療機関や専門相談機関についての周知を図った。

※3；様々な助けやまわりの理解によって、飲酒や薬物使用、ギャンブルなどに頼らない生き方をしていくこと。

- ・ チラシ、カード、ポケットティッシュを作成し、街頭啓発を行うとともに、市町村窓口、関係機関に配布、スーパーやコンビニに配架。府政だよりへの掲載、市町村広報紙への掲載の依頼等を実施
- ・ ギャンブル等依存症啓発ポスターを府内専門学校に公募して作成。大阪メトロやモノレールの駅、競艇場、競輪場、場外馬券場などにも掲示を依頼
- ・ 府民向けシンポジウムの開催（2月）251名

(4) ギャンブル等依存症啓発ポスター

上述のとおり、依存症についての正しい知識の普及と相談窓口の周知の強化の取組の一環として、保健医療室は、府内専門学校に公募し、ポスターを作成し、大阪メトロやモノレールの駅、競艇場、競輪場、場外馬券場などに掲示依頼した。

ア 作成枚数・決算額 300枚・43,740円（印刷費）

イ 公募・作成スケジュール

公募開始	平成30年2月22日
作品提案期限	平成30年6月29日
審査・採用作品の決定	平成30年7月4日～同月12日
最終デザインの決定	平成30年7月31日

ウ 府内専門学校に対し、公募時に提示した事項（抜粋）

- 必須記載事項
 - ・ ギャンブル等依存症は病気であり、治療によって回復可能であることがわかるもの
- その他特記事項
 - ・ (採用作品の) 決定後、調整を依頼させていただくことがありますのでご了承ください。



実際のポスターで使用された表現

ギャンブル等依存症は回復できる病気や！

エ 啓発の目的・表現

- ・ 本ポスターは、既にギャンブル等依存症である人、そのおそれのある人及びその家族等をターゲットとし、ギャンブル等依存症が病気であることに気付き、早期の受診や必要な支援にたどり着くことの重要性を伝えること（進行の防止・回復）を目的に作成された。
- ・ しかしながら、本ポスターは、必須記載事項の表現を踏まえた調整が十分になされなかったため、回復可能である旨が強調され、依存症になることの怖さや深刻さが十分に伝わらず、誤解を与えるおそれがある。

- ・ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年7月13日公布、同年10月5日施行）において、地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。）に必要な知識の普及等を行うこととされているが、本ポスターについては、進行及び再発の防止を主とする表現にとどまり、発症の防止の観点が表示されていない。このようなポスターを、大阪メトロやモノレールの駅といった公共の空間において掲示した。

3 ギャンブル等依存症対策に関する事務分掌

(1) 平成30年度の状況

- ・上述のとおり、健康医療部は、平成30年度部局運営方針の重点的取組テーマの一つに「生涯を通じた『こころの健康問題』への対策」を掲げ、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の充実に取り組んだ。
- ・一方、ギャンブル等依存症対策については、IR推進局においても、高校生向け依存症予防啓発推進事業（ギャンブル等依存症予防リーフレットの作成）等を実施した。
- ・なお、IR推進局による高校生向けリーフレットの作成に当たり、健康医療部は協議・調整を受け、依存症対策についての専門性を有する部局として意見を述べたが、IR推進局の判断により一部が採用されなかった。また、同リーフレットを巡っては、平成30年度に住民監査請求があった際（請求は棄却）、府監査委員として、「(当該リーフレットの) 表現には、ギャンブル依存の深刻さ等を青少年に伝えるのに必要な表現が引用されていないこと、専門性を有する関係部署から提出された意見を採用しなかったこと、そのため、ギャンブル依存症の深刻さが伝わりにくい誤解を与えるおそれのある表現や十分な教育的配慮に欠けるものが散見され、本件リーフレットの表現を個別的にみれば適切さを欠き、問題がないとはいえない。」との見解を示した。

(2) 令和元年度の状況

- ・ギャンブル等依存症対策基本法では、基本理念とともに、国、地方公共団体等の責務が規定されており、府は同法に基づき依存症対策を実施する責務を有する。
- ・大阪府処務規程において、平成31年4月1日から、保健医療室が、ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関する事務をつかさどることが明示された。
- ・それにもかかわらず、令和元年度も、保健医療室ではなくIR推進局において、高校生向けリーフレットの作成等が予定されている。

【ギャンブル等依存症対策基本法】

(目的)

第1条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第3条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等

の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第7条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第15条及び第33条第2項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体を実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(教育の振興等)

第14条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

【大阪府処務規程】

(IR推進局の事務)

第8条 企画課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 局の行政の総合企画及び調整に関すること。
- 二 局の予算に関すること。
- 三 局の職員の人事、給与、厚生福利及び服務に関すること。
- 四 局の組織及び定数に関すること。
- 五 局の行政運営の管理に関すること。
- 六 局の広報及び広聴に関すること。
- 七 特定複合観光施設の誘致の企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 八 局中他課の主管に属しないこと。

2 推進課においては、特定複合観光施設の誘致の推進に関する事務をつかさどる。

(健康医療部の事務)

第10条

2 保健医療室においては、次の事務をつかさどる。

- 二十二 ギャンブル等依存症対策基本法の施行に関すること。

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
健康医療部 保健医療室 地域保健課	<p>下記の業務委託契約について、契約書（仕様書）で定める必要な届出を受注者から受理していなかった。</p> <p>大阪府公費負担医療給付システム追加構築業務（3,315,600円）</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報取扱作業責任者届（契約書第5条関係 特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項第3） 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月5日から同年7月5日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																																
健康医療部 健康医療総務課	<p>八尾市の中核市移行に伴い無償譲渡した旧八尾保健所の物品30件（取得価格合計：17,380,342円）について、不用決定の決裁が、物品の譲渡（処分）後に行われていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 520 1647 1738"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>取得価格</th> <th>処分（無償譲渡） 年 月 日</th> <th>不用決定（決裁） 年 月 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小児用撮影台</td> <td>618,000円</td> <td>平成30年4月1日</td> <td>平成30年5月31日</td> </tr> <tr> <td>防護カーテン</td> <td>163,300円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>シュレッダー</td> <td>173,250円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ワイヤレスアンプ</td> <td>183,645円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>顕微鏡</td> <td>165,830円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>マルチプロジェクター</td> <td>554,400円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>胸部エックス線フィルム自動現像機</td> <td>525,000円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>診断用エックス線撮影装置</td> <td>9,356,520円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ズーム式三眼実体顕微鏡</td> <td>164,325円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>顕微鏡用デジタル画像システム</td> <td>132,667円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>ノート型パソコン</td> <td>107,100円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>シャーカステン</td> <td>152,543円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素計</td> <td>111,562円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>自動体外式除細動器（AED）</td> <td>117,600円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>卓上式クリーンベンチ</td> <td>399,600円</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	取得価格	処分（無償譲渡） 年 月 日	不用決定（決裁） 年 月 日	小児用撮影台	618,000円	平成30年4月1日	平成30年5月31日	防護カーテン	163,300円	同上	同上	シュレッダー	173,250円	同上	同上	ワイヤレスアンプ	183,645円	同上	同上	顕微鏡	165,830円	同上	同上	マルチプロジェクター	554,400円	同上	同上	胸部エックス線フィルム自動現像機	525,000円	同上	同上	診断用エックス線撮影装置	9,356,520円	同上	同上	ズーム式三眼実体顕微鏡	164,325円	同上	同上	顕微鏡用デジタル画像システム	132,667円	同上	同上	ノート型パソコン	107,100円	同上	同上	シャーカステン	152,543円	同上	同上	溶存酸素計	111,562円	同上	同上	自動体外式除細動器（AED）	117,600円	同上	同上	卓上式クリーンベンチ	399,600円	同上	同上	<p>不用品の処分事務のルール等について周知徹底を図り、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （不用の決定及び不用品の処分） 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> </div>
項目	取得価格	処分（無償譲渡） 年 月 日	不用決定（決裁） 年 月 日																																																															
小児用撮影台	618,000円	平成30年4月1日	平成30年5月31日																																																															
防護カーテン	163,300円	同上	同上																																																															
シュレッダー	173,250円	同上	同上																																																															
ワイヤレスアンプ	183,645円	同上	同上																																																															
顕微鏡	165,830円	同上	同上																																																															
マルチプロジェクター	554,400円	同上	同上																																																															
胸部エックス線フィルム自動現像機	525,000円	同上	同上																																																															
診断用エックス線撮影装置	9,356,520円	同上	同上																																																															
ズーム式三眼実体顕微鏡	164,325円	同上	同上																																																															
顕微鏡用デジタル画像システム	132,667円	同上	同上																																																															
ノート型パソコン	107,100円	同上	同上																																																															
シャーカステン	152,543円	同上	同上																																																															
溶存酸素計	111,562円	同上	同上																																																															
自動体外式除細動器（AED）	117,600円	同上	同上																																																															
卓上式クリーンベンチ	399,600円	同上	同上																																																															

項目	取得価格	処分（無償譲渡） 年 月 日	不用決定（決裁） 年 月 日
薬用保冷庫	388,800円	平成30年4月1日	平成30年5月31日
冷凍機付インキュベーター	540,000円	同上	同上
バイオフィリーザー	248,400円	同上	同上
オートクレーブ	615,600円	同上	同上
薬品器具保管庫	264,600円	同上	同上
紫外線殺菌ロッカー	158,760円	同上	同上
乾燥機付器具保管庫	145,800円	同上	同上
恒温水槽	214,920円	同上	同上
ホモジナイザー	237,600円	同上	同上
電子天秤	151,200円	同上	同上
実体顕微鏡	309,960円	同上	同上
ポータブル型PH計・溶存酸素計	167,400円	同上	同上
デジタル粉じん計	307,800円	同上	同上
環境衛生管理総合測定器セット	602,640円	同上	同上
自動ガス採取装置	101,520円	同上	同上

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月5日から同年7月5日まで）

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	
商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	下記の事業に係る講師謝礼（併せて講師に対して支給された旅費を含む。）の支出について、所得税の源泉徴収額に誤りがあった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。	
	単位（円）						
	事業の実施日 平成30年6月6日	区 分 誤	講師謝礼の金額 58,600	源泉徴収額 3,063	差引支給額 55,537		<p>【所得税法】 （源泉徴収義務） 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作権隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p>【所得税法施行令】 （報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収） 第320条 法第204条第1項第1号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第28条第6項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。</p> <p>【所得税基本通達】 第6章 報酬、料金等に係る源泉徴収 法第204条《源泉徴収義務》関係 [共通関係] （報酬、料金等の性質を有するもの） 204-2 法第204条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。</p> <p>（報酬又は料金の支払者が負担する旅費） 204-4 法第204条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる報酬又は料金の支払をする者が、これらの号に掲げる報酬又は料金の支払の基因と</p>
	内 報償費	30,000	3,063	26,937			
	内 報償費	30,000	3,063	26,937			
	内 旅費	28,600	0	28,600			
	内 旅費	28,600	0	28,600			
	正	58,600	5,983	52,617			
	内 報償費	30,000	3,063	26,937			
	内 報償費	30,000	3,063	26,937			
	内 旅費	28,600	2,920	25,680			
	内 旅費	28,600	2,920	25,680			
	事業の実施日 平成30年11月7日及び同月14日	区 分 誤	講師謝礼の金額 177,200	源泉徴収額 12,252	差引支給額 164,948		
	内 報償費	120,000	12,252	107,748			
内 報償費	120,000	12,252	107,748				
内 旅費	57,200	0	57,200				
内 旅費	57,200	0	57,200				
正	177,200	18,092	159,108				
内 報償費	120,000	12,252	107,748				
内 報償費	120,000	12,252	107,748				
内 旅費	57,200	5,840	51,360				
内 旅費	57,200	5,840	51,360				

		<p>なる役務を提供する者の当該役務を提供するために行う旅行、宿泊等の費用も負担する場合において、その費用として支出する金銭等が、当該役務を提供する者（同項第5号に規定する事業を営む個人を含む。）に対して交付されるものでなく、当該報酬又は料金の支払をする者から交通機関、ホテル、旅館等に直接支払われ、かつ、その金額がその費用として通常必要であると認められる範囲内のものであるときは、当該金銭等については、204-2及び204-3にかかわらず、源泉徴収をしなくて差し支えない。</p>
--	--	---

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月4日から同年7月4日まで）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
<p>商工労働部 商工労働総務課</p>	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="549 527 1460 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 527 1154 594">続柄</th> <th data-bbox="1154 527 1460 594">休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 594 1154 674">配偶者のおば</td> <td data-bbox="1154 594 1460 674">平成30年10月26日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者のおば	平成30年10月26日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1774 1150 2686 1392"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 1150 2516 1192">死亡した者</th> <th data-bbox="2516 1150 2686 1192">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 1192 2516 1234">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2516 1192 2686 1234">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1234 2516 1276">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2516 1234 2686 1276">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1276 2516 1392">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2516 1276 2686 1392">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下略)</p> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
続柄	休暇承認日													
配偶者のおば	平成30年10月26日													
死亡した者	日数													
父母、配偶者、子	7日													
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日													
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月4日から同年7月4日まで）

ハザードマップへの記載項目の不備

対象受検機関：環境農林水産部農政室整備課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)																						
<p>1 大阪府ため池防災・減災アクションプラン（平成31年3月改訂）の概要</p> <p>(1) プラン策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害から府民の安全・安心を確保するため、「防災」はもとより、とりわけ人命を守ることを最優先にリスクを低減する「減災」の視点を取り入れ、ため池の防災・減災に関する具体的な取組やその目標等を取りまとめた実行計画 <p>(2) 取組期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度～平成36年度（10年間） <p>(3) 施策の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な自然災害から社会的・経済的被害を軽減させる「減災」を図ることが重要となっていることから、ハード対策とソフト対策を組み合わせため池の防災・減災対策を推進 <p>(4) 防災・減災対策に関するプランの構成</p> <table border="1" data-bbox="290 814 1347 1003"> <tr> <th>ハード対策〔行政主体〕</th> <th>ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕</th> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 老朽対策 全面改修、部分改修 耐震対策 耐震診断、耐震補強 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ハザードマップ作成、訓練等実施 </td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ハザードマップ作成については、国の補助事業（負担割合：国100）により、各市町村が実施主体として作成。原則として、府のため池耐震診断の実施と併せて作成することとしている。 ハザードマップ作成に当たっては、府は市町村に対し、農林水産省作成の「ため池ハザードマップ作成の手引き（平成25年5月）」及び大阪府作成の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」を参考にハザードマップ作成が進捗するよう支援 <p>(5) ハザードマップに掲載すべき項目【「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」より抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="261 1234 1599 1665"> <tr> <th colspan="2">○全てのため池ハザードマップに記載必要な項目（共通記載項目）</th> </tr> <tr> <th>記載事項</th> <th>内容</th> </tr> <tr> <td>ため池の情報</td> <td>名称、位置、貯水量、施設管理者等</td> </tr> <tr> <td>浸水想定区域と被害の形態</td> <td>範囲、浸水深、被害の形態等</td> </tr> <tr> <td>避難場所</td> <td>避難施設名称、所在地、電話番号等</td> </tr> <tr> <td>避難時危険箇所</td> <td>土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等</td> </tr> <tr> <td>気象予報等、避難情報の伝達方法</td> <td>洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段</td> </tr> <tr> <td>気象情報の入手方法</td> <td>気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等</td> </tr> <tr> <td>緊急時の連絡先</td> <td>市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号</td> </tr> </table>	ハード対策〔行政主体〕	ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕	<ul style="list-style-type: none"> 老朽対策 全面改修、部分改修 耐震対策 耐震診断、耐震補強 	<ul style="list-style-type: none"> ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ハザードマップ作成、訓練等実施 	○全てのため池ハザードマップに記載必要な項目（共通記載項目）		記載事項	内容	ため池の情報	名称、位置、貯水量、施設管理者等	浸水想定区域と被害の形態	範囲、浸水深、被害の形態等	避難場所	避難施設名称、所在地、電話番号等	避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等	気象予報等、避難情報の伝達方法	洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段	気象情報の入手方法	気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等	緊急時の連絡先	市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号	<p>緊急時の迅速な避難行動につなげるためには、避難に係る判断に必要な情報を住民に提供しておく必要があるが、各市町村が作成する全てのため池ハザードマップに記載すべき項目を府がマニュアルで定めていたにもかかわらず、「避難時危険箇所」などが記載されていないものがあった。</p> <p>農政室は、住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目について記載するよう、各農と緑の総合事務所を指導していたが、十分でなかったため、一部の市町村において、マニュアルどおりの運用がなされていなかった。</p>	<p>住民の避難行動に影響を及ぼす情報について、必ずハザードマップに記載すべき項目を改めて明確に定め、今後作成されるハザードマップにこれらの情報が記載されるよう、直接市町村との調整を行っている各農と緑の総合事務所に対し、指導の徹底を図られたい。</p>
ハード対策〔行政主体〕	ソフト対策〔行政、ため池管理者、府民との連携〕																							
<ul style="list-style-type: none"> 老朽対策 全面改修、部分改修 耐震対策 耐震診断、耐震補強 	<ul style="list-style-type: none"> ため池管理者による適正な日常管理、点検、防災テレメータを活用した監視、連絡体制の整備 豪雨想定時の事前放流、災害発生時の緊急放流 ハザードマップ作成、訓練等実施 																							
○全てのため池ハザードマップに記載必要な項目（共通記載項目）																								
記載事項	内容																							
ため池の情報	名称、位置、貯水量、施設管理者等																							
浸水想定区域と被害の形態	範囲、浸水深、被害の形態等																							
避難場所	避難施設名称、所在地、電話番号等																							
避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩落危険区域、アンダーパス等																							
気象予報等、避難情報の伝達方法	洪水予報、地震情報、避難勧告、避難指示等の伝達経路と伝達手段																							
気象情報の入手方法	気象観測所の名称及び所在地、ホームページアドレス、携帯電話用ホームページアドレス等																							
緊急時の連絡先	市町村役場、警察、消防、施設管理者等の電話番号																							

- 地域の状況に応じて記載するかどうか判断すべき項目（地域項目）
- 避難活用情報・・・想定区域以外の浸水情報、避難の必要な区域、避難時の心得、避難経路、避難勧告等に関する事項
特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報（要介護施設、災害弱者情報等）
 - 災害学習情報・・・気象情報に関する事項
災害に備えた心構え
避難判断材料となる前兆現象など
 - ため池堤体からの湧水、堤体のひび割れ、にごり水
 - 音、土のにおい、水位の急激な低下、など
 - ため池情報・・・日常の管理について
防災利活用、治水活用について
 - その他情報・・・主要道路、目標物、地名等

2 ハザードマップ作成に関する会計検査院の会計実地検査（平成30年2月）での指摘と対応状況

(1) 指摘の概要

- ・平成28年度に農林水産省から補助金の交付を受けた農村地域防災減災事業（泉南市ため池ハザードマップ作成業務）において作成した4池のハザードマップは、同市の設計図書並びに府の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」に定める共通項目の一部が表示されておらず、地域住民の自主防災力の向上等に資するという補助の目的を達成できていなかった。（同市は、ハザードマップの作成について、府の「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」等によることとしていたもの。）

(2) 平成30年10月1日付け農整第1668号 農政室長通知「ため池ハザードマップ作成に関する会計検査院の指摘を踏まえた対応について」

- ・各農と緑の総合事務所に、指摘内容を市町村へ周知するとともに、再発防止に向け適切な指導を依頼
- ・ため池ハザードマップに記載されていなかった項目

共通記載項目	ため池の貯水量	
	避難場所	市が定めている避難場所の一部が未記載
	避難時危険箇所	土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、過去に作成したため池ハザードマップにおける浸水想定区域が未記載
地域項目	特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の情報	病院、要介護施設、保育園が未記載

- ・再発防止に向けた注意事項
 - 1) ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）（平成25年10月 大阪府農政室整備課）の確認
 - 2) 委託業者に対する仕様書記載事項の履行の徹底
 - 3) 記載項目については、ため池ハザードマップの対象となる地域住民の避難行動に影響を与えるおそれがあるもの全てを記載
 - 4) ため池ハザードマップに記載する地域項目の検討とその経過を整理した協議録等の整理

<p>5) 地域項目の「特に防災上の配慮を要する者が利用する施設」には、市町村で定めている避難行動要支援者が利用する施設等の情報を記載</p> <p>6) 地域住民へのワークショップや説明会の開催と協議録の整理</p> <p>7) 市町村ホームページへの掲載など地域住民への公表の徹底</p> <p>3 ハザードマップに掲載すべき項目について</p> <p>① ハザードマップ作成に当たっては、全てのため池ハザードマップに記載必要な内容として、「ため池ハザードマップ作成マニュアル（案）」の共通記載項目に掲げる事項を基本としている。</p> <p>② 平成30年度下半期監査での委員現地調査（中部農と緑の総合事務所）において、地元との意見交換の結果、一部の項目を記載しない事例があることを確認したが、住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目については、記載するよう各農と緑の総合事務所を指導している。</p> <p>③ 農政室は、「避難時危険箇所」等の住民の避難行動に直接影響を及ぼす項目については、記載すべき項目として、直接市町村との調整を行っている各農と緑の総合事務所に対し指導しているが、平成30年度に市町村が作成したハザードマップにおいても、ため池の浸水想定区域とその他の避難時危険箇所を記載することで危険区域が重複し、見難いマップとなることを理由に、「避難時危険箇所」が記載されていないもの（平成30年度作成の13市町のうち、2市）があった。</p>		
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年8月2日、事務局：令和元年6月11日から同年7月5日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
環境農林水産部 検査指導課	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなつていた。</p> <table border="1" data-bbox="549 569 1804 743"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払い旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成31年3月25日</td> <td>平成31年3月15日</td> <td>平成31年3月15日</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払い旅費額	当初入力日	重複入力日	A	平成31年3月25日	平成31年3月15日	平成31年3月15日	800円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
職員	旅行日			旅行命令			過払い旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	平成31年3月25日	平成31年3月15日	平成31年3月15日	800円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月11日から同年7月5日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
環境農林水産部 環境管理室	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済の誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあつた。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなつていた。</p> <table border="1" data-bbox="566 573 1825 747"><thead><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">旅行日</th><th colspan="2">旅行命令</th><th rowspan="2">過払い旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>平成30年10月25日</td><td>平成30年10月19日</td><td>平成30年10月22日</td><td>740円</td></tr></tbody></table>	職員	旅行日	旅行命令		過払い旅費額	当初入力日	重複入力日	A	平成30年10月25日	平成30年10月19日	平成30年10月22日	740円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。
職員	旅行日			旅行命令			過払い旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	平成30年10月25日	平成30年10月19日	平成30年10月22日	740円										

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月11日から同年7月5日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																							
環境農林水産部 エネルギー政策課	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが10件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 510 1712 926"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年4月20日</td> <td>28,240円</td> <td>1人</td> <td>平成30年7月2日</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>平成30年4月27日</td> <td>127,280円</td> <td>4人</td> <td>平成30年6月28日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年8月8日</td> <td>58,940円</td> <td>2人</td> <td>平成30年11月5日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年8月23日</td> <td>29,640円</td> <td>1人</td> <td>平成30年10月1日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年8月31日</td> <td>1,160円</td> <td>1人</td> <td>平成30年10月1日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年8月31日</td> <td>2,800円</td> <td>1人</td> <td>平成30年11月5日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年12月14日</td> <td>59,780円</td> <td>2人</td> <td>平成31年2月21日</td> </tr> <tr> <td>神奈川県、茨城県</td> <td>平成31年1月16日</td> <td>32,220円</td> <td>1人</td> <td>平成31年3月4日</td> </tr> <tr> <td>茨城県</td> <td>平成31年1月16日</td> <td>31,420円</td> <td>1人</td> <td>平成31年3月4日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成31年1月25日</td> <td>30,264円</td> <td>1人</td> <td>平成31年3月4日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年4月20日	28,240円	1人	平成30年7月2日	茨城県	平成30年4月27日	127,280円	4人	平成30年6月28日	東京都	平成30年8月8日	58,940円	2人	平成30年11月5日	東京都	平成30年8月23日	29,640円	1人	平成30年10月1日	滋賀県	平成30年8月31日	1,160円	1人	平成30年10月1日	滋賀県	平成30年8月31日	2,800円	1人	平成30年11月5日	東京都	平成30年12月14日	59,780円	2人	平成31年2月21日	神奈川県、茨城県	平成31年1月16日	32,220円	1人	平成31年3月4日	茨城県	平成31年1月16日	31,420円	1人	平成31年3月4日	東京都	平成31年1月25日	30,264円	1人	平成31年3月4日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																																																					
東京都	平成30年4月20日	28,240円	1人	平成30年7月2日																																																					
茨城県	平成30年4月27日	127,280円	4人	平成30年6月28日																																																					
東京都	平成30年8月8日	58,940円	2人	平成30年11月5日																																																					
東京都	平成30年8月23日	29,640円	1人	平成30年10月1日																																																					
滋賀県	平成30年8月31日	1,160円	1人	平成30年10月1日																																																					
滋賀県	平成30年8月31日	2,800円	1人	平成30年11月5日																																																					
東京都	平成30年12月14日	59,780円	2人	平成31年2月21日																																																					
神奈川県、茨城県	平成31年1月16日	32,220円	1人	平成31年3月4日																																																					
茨城県	平成31年1月16日	31,420円	1人	平成31年3月4日																																																					
東京都	平成31年1月25日	30,264円	1人	平成31年3月4日																																																					

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月11日から同年7月5日まで)

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																			
<p>環境農林水産部 農政室</p>	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 548 1694 814"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年12月26日</td> <td>29,680円</td> <td>1人</td> <td>平成31年2月7日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年12月26日</td> <td>29,640円</td> <td>1人</td> <td>平成31年2月7日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成31年3月1日</td> <td>29,240円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月11日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成31年3月5日</td> <td>30,040円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月11日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成31年3月1日</td> <td>29,300円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月11日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成31年3月6日</td> <td>29,760円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月11日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年12月26日	29,680円	1人	平成31年2月7日	東京都	平成30年12月26日	29,640円	1人	平成31年2月7日	東京都	平成31年3月1日	29,240円	1人	平成31年4月11日	東京都	平成31年3月5日	30,040円	1人	平成31年4月11日	東京都	平成31年3月1日	29,300円	1人	平成31年4月11日	東京都	平成31年3月6日	29,760円	1人	平成31年4月11日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																																	
東京都	平成30年12月26日	29,680円	1人	平成31年2月7日																																	
東京都	平成30年12月26日	29,640円	1人	平成31年2月7日																																	
東京都	平成31年3月1日	29,240円	1人	平成31年4月11日																																	
東京都	平成31年3月5日	30,040円	1人	平成31年4月11日																																	
東京都	平成31年3月1日	29,300円	1人	平成31年4月11日																																	
東京都	平成31年3月6日	29,760円	1人	平成31年4月11日																																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月11日から同年7月5日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																																																																																								
環境農林水産部 水産課	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが8件、未精算のものが14件あった。</p> <p>1 精算が遅延しているもの</p> <table border="1" data-bbox="549 583 1893 926"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京都</td><td>平成30年4月26日</td><td>58,260円</td><td>2人</td><td>平成30年6月25日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年5月17日</td><td>30,280円</td><td>1人</td><td>平成30年6月25日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年6月1日</td><td>29,240円</td><td>1人</td><td>平成30年7月18日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成31年2月20日</td><td>28,500円</td><td>1人</td><td>平成31年4月12日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成31年2月28日から同年3月1日まで</td><td>37,200円</td><td>1人</td><td>平成31年4月12日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成31年2月28日から同年3月1日まで</td><td>36,980円</td><td>1人</td><td>平成31年4月12日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成31年2月19日から同月20日まで</td><td>37,180円</td><td>1人</td><td>平成31年4月12日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成31年3月11日</td><td>28,900円</td><td>1人</td><td>平成31年4月12日</td></tr> </tbody> </table> <p>2 未精算のもの</p> <table border="1" data-bbox="549 1003 1893 1564"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>旅費支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高知県</td><td>平成30年10月27日から同月28日まで</td><td>81,080円</td><td>2人</td><td>平成30年10月25日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年10月24日</td><td>30,450円</td><td>1人</td><td>平成30年11月2日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年10月24日</td><td>29,240円</td><td>1人</td><td>平成30年11月2日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年10月18日から同月19日まで</td><td>37,940円</td><td>1人</td><td>平成30年11月2日</td></tr> <tr><td>愛媛県</td><td>平成30年10月25日から同月26日まで</td><td>47,080円</td><td>1人</td><td>平成30年11月2日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年11月14日から同月15日まで</td><td>75,310円</td><td>2人</td><td>平成30年11月27日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年11月15日</td><td>29,940円</td><td>1人</td><td>平成30年11月27日</td></tr> <tr><td>岡山県</td><td>平成30年11月15日から同月16日まで</td><td>40,260円</td><td>2人</td><td>平成30年11月28日</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成30年11月21日</td><td>2,120円</td><td>1人</td><td>平成30年11月28日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年11月7日</td><td>57,960円</td><td>2人</td><td>平成30年11月29日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年12月13日</td><td>57,680円</td><td>2人</td><td>平成30年12月11日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年12月25日</td><td>30,760円</td><td>1人</td><td>平成31年1月11日</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成30年12月21日</td><td>2,540円</td><td>1人</td><td>平成30年12月28日</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成31年1月29日から同月30日まで</td><td>74,180円</td><td>2人</td><td>平成31年2月15日</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年4月26日	58,260円	2人	平成30年6月25日	東京都	平成30年5月17日	30,280円	1人	平成30年6月25日	東京都	平成30年6月1日	29,240円	1人	平成30年7月18日	東京都	平成31年2月20日	28,500円	1人	平成31年4月12日	東京都	平成31年2月28日から同年3月1日まで	37,200円	1人	平成31年4月12日	東京都	平成31年2月28日から同年3月1日まで	36,980円	1人	平成31年4月12日	東京都	平成31年2月19日から同月20日まで	37,180円	1人	平成31年4月12日	東京都	平成31年3月11日	28,900円	1人	平成31年4月12日	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	旅費支給日	高知県	平成30年10月27日から同月28日まで	81,080円	2人	平成30年10月25日	東京都	平成30年10月24日	30,450円	1人	平成30年11月2日	東京都	平成30年10月24日	29,240円	1人	平成30年11月2日	東京都	平成30年10月18日から同月19日まで	37,940円	1人	平成30年11月2日	愛媛県	平成30年10月25日から同月26日まで	47,080円	1人	平成30年11月2日	東京都	平成30年11月14日から同月15日まで	75,310円	2人	平成30年11月27日	東京都	平成30年11月15日	29,940円	1人	平成30年11月27日	岡山県	平成30年11月15日から同月16日まで	40,260円	2人	平成30年11月28日	兵庫県	平成30年11月21日	2,120円	1人	平成30年11月28日	東京都	平成30年11月7日	57,960円	2人	平成30年11月29日	東京都	平成30年12月13日	57,680円	2人	平成30年12月11日	東京都	平成30年12月25日	30,760円	1人	平成31年1月11日	兵庫県	平成30年12月21日	2,540円	1人	平成30年12月28日	東京都	平成31年1月29日から同月30日まで	74,180円	2人	平成31年2月15日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																																																																																																																						
東京都	平成30年4月26日	58,260円	2人	平成30年6月25日																																																																																																																						
東京都	平成30年5月17日	30,280円	1人	平成30年6月25日																																																																																																																						
東京都	平成30年6月1日	29,240円	1人	平成30年7月18日																																																																																																																						
東京都	平成31年2月20日	28,500円	1人	平成31年4月12日																																																																																																																						
東京都	平成31年2月28日から同年3月1日まで	37,200円	1人	平成31年4月12日																																																																																																																						
東京都	平成31年2月28日から同年3月1日まで	36,980円	1人	平成31年4月12日																																																																																																																						
東京都	平成31年2月19日から同月20日まで	37,180円	1人	平成31年4月12日																																																																																																																						
東京都	平成31年3月11日	28,900円	1人	平成31年4月12日																																																																																																																						
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	旅費支給日																																																																																																																						
高知県	平成30年10月27日から同月28日まで	81,080円	2人	平成30年10月25日																																																																																																																						
東京都	平成30年10月24日	30,450円	1人	平成30年11月2日																																																																																																																						
東京都	平成30年10月24日	29,240円	1人	平成30年11月2日																																																																																																																						
東京都	平成30年10月18日から同月19日まで	37,940円	1人	平成30年11月2日																																																																																																																						
愛媛県	平成30年10月25日から同月26日まで	47,080円	1人	平成30年11月2日																																																																																																																						
東京都	平成30年11月14日から同月15日まで	75,310円	2人	平成30年11月27日																																																																																																																						
東京都	平成30年11月15日	29,940円	1人	平成30年11月27日																																																																																																																						
岡山県	平成30年11月15日から同月16日まで	40,260円	2人	平成30年11月28日																																																																																																																						
兵庫県	平成30年11月21日	2,120円	1人	平成30年11月28日																																																																																																																						
東京都	平成30年11月7日	57,960円	2人	平成30年11月29日																																																																																																																						
東京都	平成30年12月13日	57,680円	2人	平成30年12月11日																																																																																																																						
東京都	平成30年12月25日	30,760円	1人	平成31年1月11日																																																																																																																						
兵庫県	平成30年12月21日	2,540円	1人	平成30年12月28日																																																																																																																						
東京都	平成31年1月29日から同月30日まで	74,180円	2人	平成31年2月15日																																																																																																																						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月11日から同年7月5日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
<p>環境農林水産部 みどり推進室</p>	<p>下記の業務委託において購入した備品については、契約上、業務委託終了後は府の帰属となっているが、帰属の手続が行われておらず、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <p>業務名称：未利用材搬出手法確立業務 契約期間：平成29年2月1日から同年3月27日まで</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【未利用材搬出手法確立業務 仕様書】(抜粋) (ア) 業務の使用に関する留意事項 ・委託料を原資として購入した資機材は、委託契約の終了、若しくは解除の際、府の帰属とし、引継ぎや一時保管その他必要な事項について、府の指示に従うこと。</p> </div> <table border="1" data-bbox="495 919 1602 1150"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品種</th> <th>品目</th> <th rowspan="2">当初受入年月日</th> <th rowspan="2">数量</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>商品名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>農工器具</td> <td rowspan="2">平成29年3月27日</td> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">540,000円</td> </tr> <tr> <td>キャピタル式ポータブルウィンチ</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目	当初受入年月日	数量	金額	商品名	機械器具類	農工器具	平成29年3月27日	2	540,000円	キャピタル式ポータブルウィンチ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、今後は法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>
品種	品目		当初受入年月日				数量		金額					
	商品名													
機械器具類	農工器具	平成29年3月27日	2	540,000円										
	キャピタル式ポータブルウィンチ													

監査(検査)実施年月日(委員：一年一月一日、事務局：令和元年6月11日から同年7月5日まで)

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																								
中央卸売市場	<p>平成31年3月31日付で寄付を受諾した、下記の財産「青果スロープ下交差点防犯カメラ」について、固定資産台帳及び備品出納簿に記載されていなかった。また、市場敷地内に既に設置されていた防犯カメラ等についても同様に記載されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="498 583 1451 1436"> <thead> <tr> <th>商品名</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB</td> <td>1台</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX</td> <td>4台</td> <td>240,000円</td> </tr> <tr> <td>カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701</td> <td>4台</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>32型モニター シャープ</td> <td>1台</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>基本電気費</td> <td>1式</td> <td>414,000円</td> </tr> <tr> <td>配線・配管・機器取付設定費</td> <td>1式</td> <td>669,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1式合計</td> <td>1,733,000円</td> </tr> </tbody> </table>	商品名	数量	金額	フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB	1台	330,000円	フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX	4台	240,000円	カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701	4台	40,000円	32型モニター シャープ	1台	40,000円	基本電気費	1式	414,000円	配線・配管・機器取付設定費	1式	669,000円	1式合計		1,733,000円	<p>検出事項について、過去の資産も含めて、固定資産の整理及び財務規則に基づく備品出納簿の整備が適正であったかを確認し、是正すべきものがある場合は、速やかに是正されたい。</p> <p>また、財務会計事務のルール等について周知徹底を図り、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公営企業法】 (計理の方法) 第20条 2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の事実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。</p> <p>【地方公営企業法施行規則】 (資産勘定の区分) 第5条 固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。 一 有形固定資産 2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。 一 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産 ト 工具、器具及び備品（耐用年数が1年以上のものに限る。）</p> <p>【大阪府企業財務規則】 (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 四 仮設備 次に掲げる物のうち、企業に属し、かつ、造成工事に直接使用するものをいう。 ア 不動産(造成資産に属するものを除く。)及びその従物 イ 帳簿価額が10万円以上の備品 五 有形固定資産 前号ア及びイに掲げる物のうち、企業に属し、かつ、仮設備に属さないものをいう。</p> </div>
商品名	数量	金額																								
フルハイビジョンレコーダー 日本防犯システムJS-RH2016 8TB	1台	330,000円																								
フルハイビジョンBOXカメラ ジーネットGHX-690-EX	4台	240,000円																								
カメラハウジング日本防犯システム PF-EA701	4台	40,000円																								
32型モニター シャープ	1台	40,000円																								
基本電気費	1式	414,000円																								
配線・配管・機器取付設定費	1式	669,000円																								
1式合計		1,733,000円																								

		<p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載)</p> <p>第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。</p> <p>一 備品出納簿 (様式第39号)</p>
--	--	--

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月11日から同年7月5日まで)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
都市整備部 都市計画室 計画推進課	<p>人間ドック、大腸検診等の受診に必要な時間については、職務に専念する義務が免除されるが、受診終了後も勤務に服さない場合は、勤務に服さない時間について年休の取得等が必要である。しかしながら、受診終了後の勤務に服さない時間についても、職務に専念する義務が免除されているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="480 625 1457 940"> <thead> <tr> <th>職員勤務区分</th> <th>健康診断名</th> <th>取得期間</th> <th>健診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大腸健診</td> <td>平成30年 11月6日</td> <td>午前9時 ～ 午後2時30分</td> <td>午前9時 ～ 午後5時30分</td> </tr> </tbody> </table>	職員勤務区分	健康診断名	取得期間	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	大腸健診	平成30年 11月6日	午前9時 ～ 午後2時30分	午前9時 ～ 午後5時30分	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (この条例の目的) 第一条 この条例は、地方公務員法第三十五条(地方独立行政法人法第五十三条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し、規定することを目的とする。</p> <p>(職務に専念する義務の免除) 第二条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p> <p>一 研修を受ける場合 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合 (略)</p> <p>【休暇休業制度解説】 ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1584 1522 2665 1717"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条令第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条令第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	
職員勤務区分	健康診断名	取得期間	健診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																
A	大腸健診	平成30年 11月6日	午前9時 ～ 午後2時30分	午前9時 ～ 午後5時30分																
根拠	条文	具体例	備考																	
条令第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)																		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月18日から同年7月2日まで)

府営住宅家賃等の滞納債権の回収・整理の取組について

対象受検機関：住宅まちづくり部 住宅経営室 経営管理課

事務事業の概要										検出事項	改善を求める事項(意見)
1 滞納債権の回収・整理の取組の現状										1 府営住宅家賃等の滞納債権は平成30年度当初で約40億円に上っているだけでなく、年々増加傾向にある。適切な債権回収が求められるところ、下記の点において、認識及び取組が不十分である。	1
(1) 府営住宅の使用料、損害金の滞納債権の合計金額と件数 (単位：百万円(百万円未満四捨五入))											
		当初未済			回収額	回収率	調定誤り	不納欠損	年度末未済 (次年度繰越)		
		前年度新規滞納	年度繰越滞納								
平成30年度	入居者	1,340 (7,507件)	426 (1,788件)	914 (5,719件)	293 (1,641件)	21.9%	20 (10件)	0	1,026 (5,856件)		
	退去者	2,610 (9,931件)	453 (1,110件)	2,157 (8,821件)	96 (523件)	3.7%	0	339 (889件)	2,175 (8,519件)		
平成29年度	入居者	1,279 (7,793件)	557 (2,178件)	722 (5,615件)	339 (2,066件)	26.5%	26 (8件)	0	914 (5,719件)		
	退去者	2,306 (9,728件)	389 (915件)	1,917 (8,813件)	101 (675件)	4.4%	0	49 (232件)	2,157 (8,821件)		
平成28年度	入居者	1,122 (8,728件)	314 (1,777件)	809 (6,951件)	400 (3,113件)	35.7%	0	0	722 (5,615件)		
	退去者	2,006 (9,242件)	237 (2,074件)	1,770 (7,168件)	90 (428件)	4.5%	0	0 (1件)	1,917 (8,813件)		
(※) 数値は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しないことがある。											
<p>(摘要)</p> <p>前年度新規滞納：前年度に調定したもののうち、新規収入未済となった金額・件数</p> <p>年度繰越滞納：前年度中に繰越調定したもののうち、収納されず当年度も繰越となった金額・件数</p> <p>調定誤り：単身者死亡住宅処理中、残置物の確認を行うために部屋を開けたところ、残置物がなかったため調定を取り消したものの不納欠損：債務者の消滅時効援用又は時効援用の蓋然性が高いことによる債権放棄により、不納欠損で整理した金額・件数</p> <p>年度末未済：当該年度発生分を除く金額・件数</p>											
(2) 滞納額等の推移とその理由										(1) 府営住宅家賃等の滞納債権の回収に関しては、法令等に則った手続が行われておらず、滞納額が多額で増加傾向にあること及び適正に納付・返済している債務者との公平性・公正性を保つことの重要性についての認識が不十分である。	(1) 滞納額が多額で増加傾向にあること及び適正に納付・返済している債務者との公平性・公正性を保つことの重要性に十分に留意されたい。
<p>①入居者に係る滞納：件数は減少傾向だが金額は増加傾向 (無断退去や単身死亡など退去手続がとられていない場合、明渡し完了までの間の家賃等が積み上がっていく。)</p> <p>②退去者に係る滞納：金額・件数とも増加傾向 (入居時の滞納額を未払のまま自主又は強制執行により退去して入居者滞納から退去者滞納に切り替わったもの。)</p>											
<p>(3) 大阪市の状況(大阪市HP 登載「平成30年度定期監査等結果報告の提出について」「大阪市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱」より)</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理代行により大阪市住宅供給公社(以下「市公社」という。)へ収納業務を委託している。 短期滞納者(家賃滞納3か月未満)に対して、市公社が電話や文書による催告及び納入指導を実施している。 納入指導に応じない長期滞納者(家賃滞納3か月以上)に対しては、大阪市所管課が住宅の使用承認を取り消し、明渡請求などの法的措置を講じている。 長期滞納者が和解に応じ使用承認取消処分を解除したにもかかわらず、和解条項不履行の場合は、強制執行手続へ移行する。 上記の取組の結果、平成29年度の入居期間中の使用料収納率は、現年度分99.62%、過年度分20.52% (これに対し、同年度の大阪府営住宅使用料収納率は現年度分98.99%、過年度分17.96%である。) 											
(2) 平成29年度分における大阪市営住宅使用料収入について、現年度分収納率99.62%、過年度分20.52%に対し、大阪府営住宅使用料は現年度分収納率98.99%、過年度分17.96%と低い水準である。										(2) 大阪市と同程度の回収率へ高めるため、早期の滞納対策を含めあらゆる手法を検討し、実施されたい。	
(3) 全庁マニュアルに記載の次の手続を行											(3) 全庁マニュアルの規定に則り、適切な債権

(4) 債権回収に係る法令等と手続について

①地方自治法及び地方自治法施行令における規定と判例

【地方自治法】
(督促、滞納処分等)
第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
(債権)
第 240 条
2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

【地方自治法施行令】
(督促)
第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。
(強制執行等)
第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。
一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
三 前二号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

【最高裁判所 平成 16 年 4 月 23 日判決 「不作為の違法確認請求事件（東京都）」】
「客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない」

②「大阪府債権回収・整理マニュアル」について

- ・「大阪府債権回収・整理マニュアル」（以下「全庁マニュアル」という。）
財務部税務局（税外収入に係る未収金の回収及び整理に関する所管）作成の、債権の回収・整理に関して必要な知識やノウハウをまとめた標準的なマニュアル。「このマニュアルを活用し、各債権の管理に係る様々な状況に応じて所管室課等において最も効果的な対応を行ってください」と記載されている。

- っていない。
- ・最終催告書送付時の電話催告（最終納付意思確認）
- ・所在が判明している滞納者に対する財産調査
- ・滞納債権回収のための法的措置の検討及び実施

(4) 債権回収のための保証人への請求を一切行っていない。また、保証人へ請求する、又は請求しないといった旨の意思決定も一切行っていない。

(5) 保証人に催告書の送付など支払意思の確認を行わないまま、主たる債務者の消滅時効期間の経過により、「債務者が当該債権につき消滅時効を援用する蓋然性が高い場合」「債務者の所在・財産ともに不明の場合」などに該当するとして、不納欠損で整理している。

2 平成 29 年 6 月公布の民法改正及び国通知並びに早期の滞納対策及び保証人請求の効果検証を踏まえ、今後の保証人の

回収を行われたい。

(4) 原則として、保証人に請求を行われたい。また、保証人への請求に関する意思決定を行われたい。

(5) 消滅時効期間が経過した債権について不納欠損で整理するに当たっては、保証人に対して事前に催告を行われたい。

2 今後の保証人の取扱いについては、上記 1 意見、並びに早期の滞納対策及び保証人請求の効果検証を踏まえた上で検討を行

<p>(全庁マニュアルから抜粋) (注)「保証人」に関する記載がないため、参考に「連帯保証人」に関する記載を掲載</p> <p><大阪府債権回収・整理マニュアルの活用></p> <p>債権管理事務を担当する所管室課等(略)においては、このマニュアルを活用し、各債権の管理に係る様々な状況を十分に考慮した独自のマニュアルを作成することにより、より一層適正な債権管理の取組の推進に努めてください。既に、マニュアルを整備している所管室課等については、このマニュアルを参照の上、必要に応じて既存のマニュアルの改編を行ってください。</p> <p><督促></p> <p>督促は、書面によることが必要であり、督促状を発行しなければなりません。連帯保証人に対する督促は、債務者への督促と同時に行う必要はありません。債務者との交渉状況などを考慮して、最も適切な時期に督促を行ってください。</p> <p><催告></p> <p>早期に債権を回収するためには、まず、債務者に催告を行い、支払がない場合は連帯保証人に催告すると伝えると効果的です。それでもなお、債務者に支払う意思が明らかに認められない場合は、連帯保証人に対して速やかに催告をしてください。また、債務者が破産した場合や所在不明に陥った場合、債務者に支払能力が無いなどの場合についても、連帯保証人に対して速やかに催告をしてください。</p> <p><法的措置></p> <p>2 法的措置の対象者</p> <p>督促後、催告、交渉を繰り返したにもかかわらず誠意が見られない者であり、かつ、資力があると予想される者については、原則として、法的措置の対象者とします(地方自治法施行令第171条の2)。</p> <p>3 法的措置の実施時期</p> <p>債権回収は期限を切り、手順を踏んで進めていくことが重要です。資力があると予想され、かつ、所在が確定している債務者で、督促(納期限後20日以内に督促状を発付。)後、概ね半年間にわたり各種催告を繰り返し実施したにもかかわらず、誠意が見受けられない場合には、原則として、法的措置に移行してください。</p> <p><法的措置に至るまでの流れ></p> <p>督促状送付後から、法的措置に至るまでの手順は、次のとおりです。</p> <p>① 各種催告の実施</p> <p>債務者の納付意思を確認するために、各種催告(文書、電話、現地訪問)を実施してください。督促状送付後、期日までに納付がない場合は、まず電話番号が判明しているようであれば、電話による催告を行います。その結果、債務者から反応が無い場合には、文書や訪問による催告に移行してください。これら各種催告の中で、債務者の納付又は返済に対する誠意の有無を判断することになります。また、債務者の対応が不誠実で連帯保証人が存在している場合には、連帯保証人への催告を行ってください。</p> <p>② 所在の確認(略)</p> <p>③ 財産調査の実施(略)</p> <p>④ 最終催告書の送付(略)</p> <p><債権放棄></p> <p>最終催告書の送付(最終納付意思の確認)について</p> <p>債権放棄の議案上程又は知事専決のための起案を行う概ね2か月前までには、債務者(連帯保証人を含む)に対し、文書(略)により最終納付意思の確認(電話が可能な場合は、併せて電話催告)を実施してください。</p> <p>この最終催告書は、期限内に納付している大部分の債務者との公平性を確保する観点からも、府として可能な限り債務者と接触を図り、安易に債権放棄を行わないことを目的として、最終的な納付意思の確認を実施するためのものです。</p>	<p>取扱いについての検討が必要である。</p>	<p>われない。</p>
--	--------------------------	--------------

③府営住宅に係る債権回収のための法的措置等の現状

・住宅経営室は全庁マニュアルを補完するものとして「大阪府営住宅債権回収・整理マニュアル」（以下「独自マニュアル」という。）を作成している。独自マニュアルに記載のない項目は全庁マニュアルに基づき業務を行うべきところ、独自マニュアルのみに沿って業務を行っているため、全庁マニュアルに定められた次の手続が行われていなかった。

ア 最終催告書送付時の電話催告（最終納付意思確認）

イ 所在が判明している滞納者に対する財産調査

ウ 滞納債権回収のための法的措置の検討及び実施

・住宅使用料を6か月滞納した債務者に対し明渡請求訴訟を提起した場合には、退去時までの滞納債権の回収について強制執行の債務名義は取得しているが、それでも回収できなかった債権や滞納したまま自主的に退去した者に係る債権については、債務名義を取得していない。なお、明渡請求時の強制執行では、ほぼすべてが換価不能となっている。（訴訟提起前に、保証人に催告等は一切行っていない。）

・滞納債務者の所在が判明している場合においても、全庁マニュアルに記載された上記ア～ウの債権回収の手続を行わず、消滅時効期間の経過により、下記の不納欠損手続に移行している。

(5) 不納欠損で整理する要件と手続

①大阪府での債権放棄に係る規定

【大阪府債権の回収及び整理に関する条例】

（債権の放棄）

第6条

2 知事は、私法上の債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（当事者がその援用をしていないものに限る。次項において同じ。）であって、債権金額が1万円を超えるものについて、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、当該債権の放棄に係る地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を求めるものとする。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明であるとき。

五 債務者が当該債権につき消滅時効を援用する蓋然性が高いとき。

3 知事は、私法上の債権のうち消滅時効の期間が経過したものであって、債権金額が1万円以下のものについて、当該債権を放棄することができる。

4 知事は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

【大阪府債権の回収及び整理に関する条例施行規則】

（債権の放棄に係る議会の議決を求める場合）

第4条

2 条例第6条第2項第5号に規定する債務者が消滅時効を援用する蓋然性が高いときは、次に掲げるときとする。

一 通常行われるべき文書、電話又は訪問による催告を行った場合で、当該催告に対して債務者が債務を履行する意思を示さないとき。

②府営住宅の家賃等の滞納債権に係る不納欠損について

・大阪府債権の回収及び整理に関する条例の規定に基づき、消滅時効期間（5年）を経過した債権のうち、債務者が時効を援用する蓋然性が高い場合や債務者の所在・財産ともに不明な場合などについて、調査を行い、議会の議決を得た上で債権放棄を行って、不納欠損で整理している。

○所在が判明している債務者に係る手続

- ・所在が判明している債務者に対しては府から最終催告書を送付した上で、支払いの意思を示した者については、債務承認があったものとして時効中断の手続をとる。
- ・最終催告書を送付した相手方から消滅時効援用の申出があった場合は、債権の消滅により、債権放棄の手続を経ずに不納欠損で整理する。
- ・最終催告書を送付しても反応がない場合は、「債務者が消滅時効を援用する蓋然性が高い」ものとして債権放棄の手続を行い、不納欠損で整理する。この最終催告書の送付は安易に債権放棄を行わないことを目的とした最終納付意思の確認であり、全庁マニュアルにおいて電話が可能な場合には併せて電話催告をする旨規定されているところ、電話催告を行っておらず、最終催告書に対する反応がないことをもって債務者が消滅時効を援用する蓋然性が高いと判断している。

○所在不明の債務者に係る手続

- ・住民票の最終住所地等における現地調査や最寄りの金融機関への預金照会などの調査（財産調査）を行った上で、所在・財産ともに判明しなければ債権放棄の手続を行い、不納欠損で整理する。

2 保証人について

(1) 大阪府営住宅条例に基づく保証人の確保とその責任

- ・府営住宅の入居者は、大阪府営住宅条例（以下「条例」という。）第8条第1項に基づき、原則として保証人を立てなければならず、入居に当たり保証人が連署した請書の提出が必要。
- ・条例第8条第1項ただし書の規定により保証人の猶予ができることになっている。平成30年度の新規猶予件数は25件、全体では約11万世帯のうち845世帯、率にして約0.8%の世帯が猶予されている。
- ・保証人から、知事あての保証人資格申告書を徴しており、条例第8条第2項に規定する保証人の資格があることや自宅電話番号等を申告させている。（本人確認のため、免許証の写しなどを提出させている。）
- ・保証人は、条例第8条第3項で、「入居者が家賃及び第17条第1項の共益費の納付その他法又はこの条例の規定に基づく義務を履行しないときは、知事の指示に従い、当該入居者に代わってこれを履行し、又はその損害を賠償する責めを負わなければならない。」と定められている。また、請書には、保証人に係るものとして、次の記載がある。

保証人の責任

保証人に責任を負っていただく主なものは次のとおりです。

- (1) 入居者が家賃、共益費の納付を履行しないとき。
- (2) 入居者が退去時に入居者の負担で行うべき修繕を行わず、又は修繕費の納付を履行しないとき。
- (3) 入居者が自己の責めに帰すべき理由により府営住宅又は共同施設を損傷又は滅失し、その損害を賠償しないとき。
- (4) 入居者が行方不明になり、府営住宅の返還手続等の入居者の義務が履行できないとき。

なお、保証人が、住所、勤務先等を変更したときは、所定の手続きを行わなければなりません。

【大阪府営住宅条例】

(保証人)

第8条 入居者は、保証人を立てなければならない。ただし、知事は、特別の理由があると認めるときは、これを猶予することができる。

2 前項の保証人は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入がある者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 知事が別に定める区域内に居住し、又は勤務する者
- 二 入居者の親族である者

3 第1項の保証人は、入居者が家賃及び第17条第1項の共益費の納付その他法又はこの条例の規定に基づく義務を履行しないときは、知事の指示に従い、当該入居者に代わってこれを履行し、又はその損害を賠償する責めを負わなければならない。

(2) 保証人への滞納債権の請求等の状況について

- ・平成28年1月以降、3か月及び4か月の滞納が発生した場合に、保証人に入居者の納付を要請するとともに、保証人に請求することがある旨も記載した文書（以下「保証人通知」という。）を送付しているが、保証人に請求は行っていない。
- ・平成30年度の保証人通知の件数は、滞納3か月に係るものが8,427件、滞納4か月に係るものが3,863件である。なお、保証人通知に起因する回収額については未把握である。
- ・退去者に係る滞納債権については、督促業務等を委託している弁護士法人との委託契約書・仕様書で、保証人への請求が定められており、「債務者本人が支払いできない状況（本人と連絡が取れないとき、本人破産、本人死亡等）にある場合は、府と協議の上で、保証人に催告を行う」こととなっているが、府から指示していないので行われていない。

(3) 住宅経営室の主張する保証人に滞納債権の請求をしていない理由及びそれに対する監査委員の見解

- ・住宅経営室は、次の理由により保証人へ請求しておらず、また、退去者滞納分についても弁護士法人に請求を指示していない。

住宅経営室の主張する理由	監査委員の見解
条例が保証人に求める要件は、「独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入がある者」であり、入居者が無収入の場合もあることから、必ずしも保証人の資力に着目した内容となっていない。	「入居者と同程度以上の収入がある者」という要件は、保証人の資力に着目した内容と言える。
府営住宅の入居者は住宅に困窮する低額所得者であり、保証人の確保が困難であったり、保証人を確保できても、事実上緊急連絡先としての役割しか期待できない場合が多い。	現在、保証人を立てられない保証人猶予世帯は全住戸の約0.8%であり、入居者のほとんどが保証人を立てている現状を鑑みれば、保証人を確保することが困難である場合が多いとは言えない。
保証債務の履行を厳格に求めると、保証人の確保が一層困難になることが懸念される。	実証的に検証されておらず、憶測の域を出ない。
条例に基づく保証は、入居者が家賃の納付等の義務を履行しないときに、「知事の指示に従い」、当該入居者に代わってその義務を履行するもの。条例の解釈上は、請求するか否かの裁量権が知事に留保されていると考えている。	原則として、知事に裁量権はない。

(4) 保証人への請求に係る意思決定について

- ・債権回収のために保証人に請求する、又は請求しないといった意思決定については、個別案件ごと、一律のいずれかにかかわらず行っていない。

(5) 平成 25 年度包括外部監査人の意見（意見番号 28）及びこの意見に対する住宅まちづくり部の対応について

包括外部監査人意見（意見番号28）

（借主である原契約者が既に死亡、若しくは長期間連絡がつかない状況にある債権、原契約者が既に死亡が判明していても相続人が居所不明若しくは連絡がつかないという状況にある債権について）

（略）問題点は、相続人が不明又は支払いに応じない場合の未収金の回収について、現状は大阪府営住宅条例第 8 条で定められた保証人に対する請求が行われていない点である。このような場合には、少なくとも、原契約者である契約名義人が死亡する前に現に発生していた住宅使用料の収入の未済については、当該保証人に対して保証の履行を求めるべきである。

・上記の包括外部監査人の意見に対して、知事から提出された経過報告及び措置等の状況は、次のとおりであった。

知事からの通知（経過報告）（1 回目） 平成 27 年 3 月 26 日付け	契約名義人が死亡した住宅の明渡しを進めるとともに、明渡し後、債権回収を委託している弁護士法人から保証人に対する請求を行う予定
知事からの通知（経過報告）（2 回目） 平成 28 年 10 月 31 日付け	保証人への請求について検討中
知事からの通知 （措置の状況（見解・今後の対応の方向性）） 平成 30 年 5 月 15 日付け	使用料の未納に対する保証人への対応については、平成 28 年 1 月から、契約名義人への義務履行を促す保証人通知の回数を増やすとともに、契約名義人が義務履行しない場合には、保証人に請求することがある旨の通知を内容に加えるなど、保証人に対して保証の履行を求めるよう対策を拡充した。

(6) 保証人の取扱い状況

・住宅経営室は、日々の業務の中で他団体に聞き取りを行い、保証人請求の効果の有無について取りまとめていたが、「具体的な回収額は不明。保証人請求後や、口頭弁論の後に、保証人が名義人の代わりに納付することもある」「具体的な回収額は不明。保証人が名義人の代わりに納付することもある」「保証人から促され名義人が支払うケース、保証人自身が支払うケースはあるが具体的な件数は把握していない」「支払はあるが具体的なデータはなし」「多くはない。強制執行前に保証人から支払われる等」「多くはないと思う。（支払いが名義人か保証人から行われたのかを判別できないため定量ではわからない。）」などを「効果なし」としており、分析が不適当なものが散見された。

3 民法改正及び公営住宅管理標準条例（案）の改正について

(1) 民法改正

・平成 29 年 6 月に公布された「民法の一部を改正する法律」は令和 2 年 4 月 1 日に施行されることとなっており、同日以降に締結される極度額の定めのない個人根保証契約は無効となる。個人根保証契約の締結のためには、極度額の設定が必要となる。

(2) 公営住宅管理標準条例（案）の改正

・「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」（平成 30 年 3 月 30 日付け国土交通省住宅局住宅総合整備課長からの技術的助言（以下「国通知」という。）が発出された。要旨は以下の 2 点である。

ア 民法改正等を踏まえ、公営住宅管理標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除することとしたので、各事業主体においても地域の実情等を総合的に勘案して、適切な対応を行うよう要請

イ 保証人の確保を求める場合であっても、住宅に困窮する低額所得者が公営住宅に入居できないといった事態が生じないよう、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除など特段の配慮を行っていくことが必要

<p>「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」（平成30年3月30日付 国土交通省住宅局住宅総合整備課長）</p> <p>民法改正により個人根保証契約において極度額の設定が必要となったことや、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅への入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念されます。</p> <p>住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。このため、標準条例（案）を改正し、保証人に関する規定を削除することとしましたので、各事業主体においては、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることのないよう、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応をお願いします。</p> <p>（略）また、保証人の確保を求める場合であっても、住宅に困窮する低額所得者が公営住宅に入居できないといった事態が生じないように、入居を希望する者の努力にもかかわらず保証人が見つからない場合には、保証人の免除などの配慮を行う、保証人が見つからない場合の対応を募集案内に記載するなど、特段の配慮を行っていくことが必要です。</p>		
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：令和元年7月31日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）

通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
住宅まちづくり部 都市居住課	<p>所属は、住居変更時に伴い通勤届を提出した職員の届出内容が適正であるにもかかわらず、認定を誤ったために通勤手当支給額に誤りが生じた。</p> <table border="1" data-bbox="492 495 1665 653"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 495 1006 573">支給対象期間</th> <th data-bbox="1006 495 1219 573">通勤届</th> <th data-bbox="1219 495 1448 573">通勤手当 認定額</th> <th data-bbox="1448 495 1665 573">差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 573 1006 653">平成30年8月から令和元年9月まで</td> <td data-bbox="1006 573 1219 653">239,980円</td> <td data-bbox="1219 573 1448 653">211,980円</td> <td data-bbox="1448 573 1665 653">28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	通勤届	通勤手当 認定額	差額	平成30年8月から令和元年9月まで	239,980円	211,980円	28,000円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
支給対象期間	通勤届	通勤手当 認定額	差額							
平成30年8月から令和元年9月まで	239,980円	211,980円	28,000円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																	
住宅まちづくり部 公共建築室	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認されたもの、登録済の誤った旅行命令の取消しを忘れ、二重登録のまま承認されたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="543 569 1801 835"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">旅行日</th> <th colspan="2">旅行命令</th> <th rowspan="2">過払い旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成31年3月11日</td> <td>平成31年3月6日</td> <td>平成31年3月8日</td> <td>460円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成31年3月11日</td> <td>平成31年3月8日</td> <td>平成31年3月11日</td> <td>670円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	旅行日	旅行命令		過払い旅費額	当初入力日	重複入力日	A	平成31年3月11日	平成31年3月6日	平成31年3月8日	460円	B	平成31年3月11日	平成31年3月8日	平成31年3月11日	670円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>
職員	旅行日			旅行命令			過払い旅費額												
		当初入力日	重複入力日																
A	平成31年3月11日	平成31年3月6日	平成31年3月8日	460円															
B	平成31年3月11日	平成31年3月8日	平成31年3月11日	670円															

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
住宅まちづくり部 都市空間創造室	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 548 1765 779"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年5月17日</td> <td>29,240円</td> <td>1人</td> <td>平成30年6月27日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年8月3日</td> <td>89,380円</td> <td>3人</td> <td>平成30年10月22日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年8月3日</td> <td>4,560円</td> <td>1人</td> <td>平成30年11月6日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年8月10日</td> <td>30,100円</td> <td>1人</td> <td>平成30年10月22日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年8月29日</td> <td>29,640円</td> <td>1人</td> <td>平成30年10月22日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年5月17日	29,240円	1人	平成30年6月27日	東京都	平成30年8月3日	89,380円	3人	平成30年10月22日	滋賀県	平成30年8月3日	4,560円	1人	平成30年11月6日	東京都	平成30年8月10日	30,100円	1人	平成30年10月22日	東京都	平成30年8月29日	29,640円	1人	平成30年10月22日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																												
東京都	平成30年5月17日	29,240円	1人	平成30年6月27日																												
東京都	平成30年8月3日	89,380円	3人	平成30年10月22日																												
滋賀県	平成30年8月3日	4,560円	1人	平成30年11月6日																												
東京都	平成30年8月10日	30,100円	1人	平成30年10月22日																												
東京都	平成30年8月29日	29,640円	1人	平成30年10月22日																												

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月10日から同年7月4日まで)

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
住宅まちづくり部 住宅経営室	<p>大阪府財務規則第47条では、概算払をした旅費については、旅費の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないとされているにもかかわらず、精算が遅延しているものが3件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 548 1771 701"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年6月14日</td> <td>28,960円</td> <td>1人</td> <td>平成30年8月16日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年12月19日</td> <td>28,840円</td> <td>1人</td> <td>平成31年1月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成30年12月21日</td> <td>29,450円</td> <td>1人</td> <td>平成31年1月30日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京都	平成30年6月14日	28,960円	1人	平成30年8月16日	東京都	平成30年12月19日	28,840円	1人	平成31年1月30日	東京都	平成30年12月21日	29,450円	1人	平成31年1月30日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																		
東京都	平成30年6月14日	28,960円	1人	平成30年8月16日																		
東京都	平成30年12月19日	28,840円	1人	平成31年1月30日																		
東京都	平成30年12月21日	29,450円	1人	平成31年1月30日																		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月10日から同年7月4日まで)

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																				
住宅まちづくり部 都市居住課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが58件あった。</p> <table border="1" data-bbox="540 619 1546 1110"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4名</td><td>5件</td><td>平成30年4月</td></tr> <tr><td>4名</td><td>10件</td><td>平成30年5月</td></tr> <tr><td>6名</td><td>13件</td><td>平成30年6月</td></tr> <tr><td>4名</td><td>6件</td><td>平成30年7月</td></tr> <tr><td>6名</td><td>11件</td><td>平成30年8月</td></tr> <tr><td>2名</td><td>2件</td><td>平成30年9月</td></tr> <tr><td>1名</td><td>1件</td><td>平成30年10月</td></tr> <tr><td>4名</td><td>4件</td><td>平成30年11月</td></tr> <tr><td>1名</td><td>1件</td><td>平成30年12月</td></tr> <tr><td>2名</td><td>3件</td><td>平成31年1月</td></tr> <tr><td>2名</td><td>2件</td><td>平成31年2月</td></tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	4名	5件	平成30年4月	4名	10件	平成30年5月	6名	13件	平成30年6月	4名	6件	平成30年7月	6名	11件	平成30年8月	2名	2件	平成30年9月	1名	1件	平成30年10月	4名	4件	平成30年11月	1名	1件	平成30年12月	2名	3件	平成31年1月	2名	2件	平成31年2月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																																				
4名	5件	平成30年4月																																				
4名	10件	平成30年5月																																				
6名	13件	平成30年6月																																				
4名	6件	平成30年7月																																				
6名	11件	平成30年8月																																				
2名	2件	平成30年9月																																				
1名	1件	平成30年10月																																				
4名	4件	平成30年11月																																				
1名	1件	平成30年12月																																				
2名	3件	平成31年1月																																				
2名	2件	平成31年2月																																				

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項									
住宅まちづくり部 タウン推進局	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="540 619 1546 779"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成30年12月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成31年1月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	件数	事実発生時期	1名	1件	平成30年12月	1名	1件	平成31年1月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
人数	件数	事実発生時期									
1名	1件	平成30年12月									
1名	1件	平成31年1月									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月10日から同年7月4日まで）

使用料・手数料のキャッシュレス化について

対象受検機関：会計局会計総務課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 証紙廃止について</p> <p>(1) 概要</p> <p>府は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、昭和39年に大阪府証紙徴収条例を制定し、手数料の徴収については、原則、大阪府証紙により行ってきた。</p> <p>証紙制度は、申請窓口における現金取扱リスクの解消や手数料納付の簡便な確認方法として全国的に実施されてきたが、証紙でなければ手数料納付ができないことは、府民にとって利便性を欠く一方、府にとっても、証紙の印刷、証紙在庫の出納管理、受付証紙の消印処理、納付金額の手計算、特別会計から一般会計への振替事務等、多くの事務作業が伴うものであった。</p> <p>そこで、府は、府民の利便性の向上や事務の簡素効率化を図ることを目的に、平成30年10月1日から証紙の販売を停止し、平成31年3月末までの経過措置を経て、証紙による手数料の徴収を全廃し、府が委託した窓口での納付やコンビニ収納など多様な収納方法によることとした。</p> <p>なお、証紙廃止は都道府県では、東京都、広島県に次いで3例目となる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【地方自治法】 (証紙による収入の方法等) 第231条の2 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができる。</p> <p>【大阪府証紙徴収条例（平成30年10月1日廃止）】 (証紙による収入の方法により徴収する手数料) 第2条 手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、知事が告示で指定する手数料は、これによらないことができる。</p> </div> <p>(2) 証紙廃止後の手数料収納方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計局が委託した窓口（本館・別館・咲洲庁舎）での納付 ・金融機関の窓口での納付 ・民間団体への委託による収納 ・出納員（会計員）による直接収納 ・コンビニ店舗での納付 ・クレジットカードでの納付 <p>2 使用料・手数料のキャッシュレス化について</p> <p>(1) キャッシュレス決済導入に向けての検討</p> <p>会計局においては、今年度から、府民のさらなる利便性の向上や事務の効率化、職員の現金取扱いリスクの軽減を図るため、手数料納付窓口でのクレジットカードや電子マネーによる公金収納のキャッシュレス化の検討を進めている。</p>	<p>使用料・手数料のキャッシュレス化に向けての検討は行われているが、現在のところ、機器整備やコストの積算、決済代行業者（電子マネー事業者）に支払う決済手数料の負担のあり方、誤納付があった場合の処理方法等の課題の整理にとどまり、具体的な項目や時期について方向性が示されていない。</p>	<p>使用料・手数料のキャッシュレス化による府民の利便性の向上、事務の効率化、職員の現金取扱リスクの軽減を図るため、速やかに、決済手数料の負担のあり方等について、具体的な取組を進められたい。</p>

(2) キャッシュレス化への課題

機器整備やコスト面では、決済代行事業者（電子マネー事業者）の決済端末を、会計局が設置した収納窓口の機器（POSレジ）に対応・連動させることが課題であり、現在、複数の決済代行事業者に対し、機能やコスト等について確認を行っているところである。

また、決済代行事業者に支払う決済手数料の負担について、府が負担するのか、利用者が負担するのかといった負担のあり方や、使用料・手数料に誤納付があった場合の処理方法等の事務処理のあり方について整理する必要がある。

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																
<p>教育庁 教育振興室 保健体育課</p>	<p>業務委託契約及び物品の購入に係る履行（納品）確認について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。（本来、検査員として指定しておくべき職員の指定漏れ。）</p> <p>委託業務名：大阪府立臨海スポーツセンターアスベスト室内空気環境測定業務</p> <table border="1" data-bbox="528 558 1608 716"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成30年11月14日から同年12月11日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>36,720円</td> </tr> <tr> <td>完了日</td> <td>平成30年11月30日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成30年11月30日</td> </tr> </table> <p>委託業務名：大阪府立臨海スポーツセンター1階屋内壁面打診診断</p> <table border="1" data-bbox="528 789 1608 947"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成31年3月20日から同月29日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>594,000円</td> </tr> <tr> <td>完了日</td> <td>平成31年3月25日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成31年3月27日</td> </tr> </table> <p>購入物品名：非常用発電機設備鉛蓄電池</p> <table border="1" data-bbox="528 1020 1608 1178"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成30年9月20日から同年12月25日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>391,716円</td> </tr> <tr> <td>納品日</td> <td>平成30年11月27日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成30年11月28日</td> </tr> </table> <p>購入物品名：アイスマット</p> <table border="1" data-bbox="528 1251 1608 1409"> <tr> <td>契約期間</td> <td>平成30年12月28日から平成31年3月29日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>2,376,000円</td> </tr> <tr> <td>納品日</td> <td>平成31年3月26日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成31年3月26日</td> </tr> </table>	契約期間	平成30年11月14日から同年12月11日まで	契約金額	36,720円	完了日	平成30年11月30日	検査日	平成30年11月30日	契約期間	平成31年3月20日から同月29日まで	契約金額	594,000円	完了日	平成31年3月25日	検査日	平成31年3月27日	契約期間	平成30年9月20日から同年12月25日まで	契約金額	391,716円	納品日	平成30年11月27日	検査日	平成30年11月28日	契約期間	平成30年12月28日から平成31年3月29日まで	契約金額	2,376,000円	納品日	平成31年3月26日	検査日	平成31年3月26日	<p>検出事項について、契約の履行（納品）確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方自治法】 （契約の履行の確保） 第234条の2 普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （検査） 第69条 2 前項の場合において、契約局長は、同項に規定する職員を、当該職員に係る部局長等又は予算執行機関の長から示された者のうちから、指定するものとする。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第69条関係 2 規則第69条第2項による指定及び同条第4項に規定する職員の指定は、決裁により行われなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第5章 契約 第6節 契約の履行確認 1 履行確認の必要性 3 検査 検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行われなければならない。</p> </div>
契約期間	平成30年11月14日から同年12月11日まで																																	
契約金額	36,720円																																	
完了日	平成30年11月30日																																	
検査日	平成30年11月30日																																	
契約期間	平成31年3月20日から同月29日まで																																	
契約金額	594,000円																																	
完了日	平成31年3月25日																																	
検査日	平成31年3月27日																																	
契約期間	平成30年9月20日から同年12月25日まで																																	
契約金額	391,716円																																	
納品日	平成30年11月27日																																	
検査日	平成30年11月28日																																	
契約期間	平成30年12月28日から平成31年3月29日まで																																	
契約金額	2,376,000円																																	
納品日	平成31年3月26日																																	
検査日	平成31年3月26日																																	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																								
教育庁 教育振興室 保健体育課	<p>工事契約の完了に伴う検査については、工事が完了した旨の通知を受けた日から14日以内に行わなければならないが、当該期間内に検査を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：大阪府立体育会館</p> <table border="1" data-bbox="528 562 1626 907"> <tr> <td>工事名称</td> <td>大阪府立体育会館 第一競技場 雨漏れ補修工事</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成31年3月7日から同月29日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>141,480円</td> </tr> <tr> <td>工事完了年月日</td> <td>平成31年3月8日</td> </tr> <tr> <td>工事完了届</td> <td>平成31年3月8日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成31年3月29日</td> </tr> </table> <p>施設名：大阪府立体育会館</p> <table border="1" data-bbox="528 982 1626 1327"> <tr> <td>工事名称</td> <td>大阪府立体育会館 第一競技場 扉フロアヒンジ修理工事</td> </tr> <tr> <td>工期</td> <td>平成31年3月7日から同月29日まで</td> </tr> <tr> <td>契約金額</td> <td>280,800円</td> </tr> <tr> <td>工事完了年月日</td> <td>平成31年3月8日</td> </tr> <tr> <td>工事完了届</td> <td>平成31年3月8日</td> </tr> <tr> <td>検査日</td> <td>平成31年3月29日</td> </tr> </table>	工事名称	大阪府立体育会館 第一競技場 雨漏れ補修工事	工期	平成31年3月7日から同月29日まで	契約金額	141,480円	工事完了年月日	平成31年3月8日	工事完了届	平成31年3月8日	検査日	平成31年3月29日	工事名称	大阪府立体育会館 第一競技場 扉フロアヒンジ修理工事	工期	平成31年3月7日から同月29日まで	契約金額	280,800円	工事完了年月日	平成31年3月8日	工事完了届	平成31年3月8日	検査日	平成31年3月29日	<p>検出事項について、契約の履行確認や検査のルールを十分に理解した上で、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【政府契約の支払遅延防止等に関する法律】 (給付の完了の確認又は検査の時期) 第5条 前条第一号の時期は、国が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については十四日、その他の給付については十日以内の日としなければならない。 (この法律の準用) 第14条 この法律(第十二条及び前条第二項を除く。)の規定は、地方公共団体のなす契約に準用する。</p> <p>【会計事務の手引】 第5章 契約 第6節 契約の履行確認 1 履行確認の必要性 3 検査 (2) 検査の時期 契約の目的である給付の完了の確認又は検査の時期は、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から次に掲げる以内の日に行わなければならない。 ・ 工事……14日 ・ その他の給付……10日 (以下略)</p> </div>
工事名称	大阪府立体育会館 第一競技場 雨漏れ補修工事																									
工期	平成31年3月7日から同月29日まで																									
契約金額	141,480円																									
工事完了年月日	平成31年3月8日																									
工事完了届	平成31年3月8日																									
検査日	平成31年3月29日																									
工事名称	大阪府立体育会館 第一競技場 扉フロアヒンジ修理工事																									
工期	平成31年3月7日から同月29日まで																									
契約金額	280,800円																									
工事完了年月日	平成31年3月8日																									
工事完了届	平成31年3月8日																									
検査日	平成31年3月29日																									

契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
山本高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていないかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託（40,775円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届（仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3） 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月24日）

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
<p>教育庁 教育振興室 保健体育課</p>	<p>行政財産の使用許可について、使用料を徴収していないものがあった。</p> <p>施設名：大阪府立門真スポーツセンター</p> <table border="1" data-bbox="468 520 1724 695"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1,591.16㎡</td> <td>高圧電線の下敷</td> <td>(注1) 1,429,000円</td> <td>平30.4.1～令3.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 平31.4.1～令2.3.31までにかかる使用料について、使用者へ納入通知書を発行していなかった。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	1,591.16㎡	高圧電線の下敷	(注1) 1,429,000円	平30.4.1～令3.3.31	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【行政財産使用料条例】 (使用料の納付) 第2条 行政財産の使用をしようとする者は 使用料を納付しなければならない。 (納付の時期) 第四条 使用料は、使用開始の前日に全部を納付させなければならない。</p> <p>【行政財産使用許可書】 第6 使用料は、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならない。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間								
土地	1,591.16㎡	高圧電線の下敷	(注1) 1,429,000円	平30.4.1～令3.3.31								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

扶養手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																									
<p>教育庁 学校総務サービス課</p>	<p>豊能町立中学校の教職員Aに対する扶養手当について、平成29年4月から平成31年3月までの期間支給漏れがあったことから、当該扶養手当とこれに係る地域手当及び期末手当等が支給されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="605 579 1754 936"> <thead> <tr> <th>不支給期間</th> <th>手当の種類</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>不支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年4月から平成31年3月まで</td> <td>扶養手当</td> <td>414,000円</td> <td>534,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>平成29年4月から平成31年3月まで</td> <td>地域手当</td> <td>1,456,353円</td> <td>1,469,553円</td> <td>13,200円</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月、12月 平成30年6月、12月</td> <td>期末手当</td> <td>3,332,806円</td> <td>3,361,666円</td> <td>28,860円</td> </tr> <tr> <td>平成31年2月</td> <td>給料（所要の調整）</td> <td>-50,568円</td> <td>-50,962円</td> <td>-394円</td> </tr> </tbody> </table>	不支給期間	手当の種類	既支給額	正規支給額	不支給額	平成29年4月から平成31年3月まで	扶養手当	414,000円	534,000円	120,000円	平成29年4月から平成31年3月まで	地域手当	1,456,353円	1,469,553円	13,200円	平成29年6月、12月 平成30年6月、12月	期末手当	3,332,806円	3,361,666円	28,860円	平成31年2月	給料（所要の調整）	-50,568円	-50,962円	-394円	<p>検出事項について、当該校に対して、速やかに是正措置を講じるよう指示するとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われるよう指導されたい。</p> <p>また、市町村立学校教職員の手当認定事務手続に係るチェック機能を強化されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 (扶養手当)</p> <p>第13条 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(地域手当)</p> <p>第13条の2 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 一 大阪府の区域 100分の11</p> <p>(給料（所要の調整）) 所要の調整は、平成31年2月の給与条例の一部改正に伴うもの。</p> <p>【職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例】 (期末手当)</p> <p>第2条 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> </div>
不支給期間	手当の種類	既支給額	正規支給額	不支給額																							
平成29年4月から平成31年3月まで	扶養手当	414,000円	534,000円	120,000円																							
平成29年4月から平成31年3月まで	地域手当	1,456,353円	1,469,553円	13,200円																							
平成29年6月、12月 平成30年6月、12月	期末手当	3,332,806円	3,361,666円	28,860円																							
平成31年2月	給料（所要の調整）	-50,568円	-50,962円	-394円																							

夜間勤務手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
<p>教育庁 学校総務サービス課</p>	<p>岬町立中学校の教職員Aが行った夜間勤務について、適切な支給事務が行われず、夜間勤務手当が未払となっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="753 541 1549 709"> <thead> <tr> <th>勤務日</th> <th>勤務時間</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年6月13日</td> <td>22:00～22:30</td> <td rowspan="2">642円</td> </tr> <tr> <td>平成30年6月14日</td> <td>22:00～22:30</td> </tr> </tbody> </table>	勤務日	勤務時間	支給額	平成30年6月13日	22:00～22:30	642円	平成30年6月14日	22:00～22:30	<p>検出事項について、当該校に対して、速やかに是正措置を講じるよう指示するとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われるよう指導されたい。</p> <p>また、市町村立学校教職員の給与支給事務手続に係るチェック機能を強化されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 (夜間勤務手当) 第23条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、当該勤務について支給する。 2 夜間勤務手当の額は、前項の規定する勤務1時間につき第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。</p> <p>【職員の給与の支給方法等に関する規則】 (定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当) 第18条 定時制通信教育手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、1の月の分を次の月における給料の支給日に支給する。</p> </div>
勤務日	勤務時間	支給額								
平成30年6月13日	22:00～22:30	642円								
平成30年6月14日	22:00～22:30									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																																											
教育庁 文化財保護課	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが14件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 583 1733 1182"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>東京</td><td>平成30年4月12日</td><td>29,570円</td><td>1人</td><td>平成30年5月17日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年4月12日</td><td>29,410円</td><td>1人</td><td>平成30年5月17日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年5月21日から同月22日まで</td><td>37,630円</td><td>1人</td><td>平成30年7月31日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年5月25日</td><td>29,400円</td><td>1人</td><td>平成30年7月10日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年7月9日</td><td>22,980円</td><td>1人</td><td>平成30年9月3日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年10月22日から同月23日まで</td><td>38,160円</td><td>1人</td><td>平成30年12月4日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年10月25日</td><td>29,460円</td><td>1人</td><td>平成30年12月4日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年12月6日</td><td>29,190円</td><td>1人</td><td>平成31年1月21日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年12月6日</td><td>29,350円</td><td>1人</td><td>平成31年1月21日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成30年12月6日から同月7日まで</td><td>36,880円</td><td>1人</td><td>平成31年1月25日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成31年2月26日</td><td>28,840円</td><td>1人</td><td>平成31年4月8日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成31年2月26日</td><td>29,000円</td><td>1人</td><td>平成31年4月6日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成31年3月1日</td><td>29,400円</td><td>1人</td><td>平成31年4月6日</td></tr> <tr><td>東京</td><td>平成31年3月28日</td><td>29,950円</td><td>1人</td><td>令和元年5月29日</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	東京	平成30年4月12日	29,570円	1人	平成30年5月17日	東京	平成30年4月12日	29,410円	1人	平成30年5月17日	東京	平成30年5月21日から同月22日まで	37,630円	1人	平成30年7月31日	東京	平成30年5月25日	29,400円	1人	平成30年7月10日	東京	平成30年7月9日	22,980円	1人	平成30年9月3日	東京	平成30年10月22日から同月23日まで	38,160円	1人	平成30年12月4日	東京	平成30年10月25日	29,460円	1人	平成30年12月4日	東京	平成30年12月6日	29,190円	1人	平成31年1月21日	東京	平成30年12月6日	29,350円	1人	平成31年1月21日	東京	平成30年12月6日から同月7日まで	36,880円	1人	平成31年1月25日	東京	平成31年2月26日	28,840円	1人	平成31年4月8日	東京	平成31年2月26日	29,000円	1人	平成31年4月6日	東京	平成31年3月1日	29,400円	1人	平成31年4月6日	東京	平成31年3月28日	29,950円	1人	令和元年5月29日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																																																																									
東京	平成30年4月12日	29,570円	1人	平成30年5月17日																																																																									
東京	平成30年4月12日	29,410円	1人	平成30年5月17日																																																																									
東京	平成30年5月21日から同月22日まで	37,630円	1人	平成30年7月31日																																																																									
東京	平成30年5月25日	29,400円	1人	平成30年7月10日																																																																									
東京	平成30年7月9日	22,980円	1人	平成30年9月3日																																																																									
東京	平成30年10月22日から同月23日まで	38,160円	1人	平成30年12月4日																																																																									
東京	平成30年10月25日	29,460円	1人	平成30年12月4日																																																																									
東京	平成30年12月6日	29,190円	1人	平成31年1月21日																																																																									
東京	平成30年12月6日	29,350円	1人	平成31年1月21日																																																																									
東京	平成30年12月6日から同月7日まで	36,880円	1人	平成31年1月25日																																																																									
東京	平成31年2月26日	28,840円	1人	平成31年4月8日																																																																									
東京	平成31年2月26日	29,000円	1人	平成31年4月6日																																																																									
東京	平成31年3月1日	29,400円	1人	平成31年4月6日																																																																									
東京	平成31年3月28日	29,950円	1人	令和元年5月29日																																																																									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
摂津高等学校	<p>管外出張について、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="477 436 1406 667"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>人数</th> <th>旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成31年3月25日</td> <td>1人</td> <td>2,640円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成31年3月26日</td> <td>1人</td> <td>2,280円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成31年3月25日</td> <td>1人</td> <td>3,780円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成31年3月26日</td> <td>1人</td> <td>3,420円</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年7月25日</td> <td>1人</td> <td>1,560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、管内出張について、誤って管外出張としてシステム登録したため、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="477 814 1237 934"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪市住吉区</td> <td>平成30年4月17日</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	人数	旅費支給額	滋賀県	平成31年3月25日	1人	2,640円	滋賀県	平成31年3月26日	1人	2,280円	滋賀県	平成31年3月25日	1人	3,780円	滋賀県	平成31年3月26日	1人	3,420円	滋賀県	平成30年7月25日	1人	1,560円	出張先	旅行日	旅費支給額	大阪市住吉区	平成30年4月17日	1,050円	<p>検出事項について、速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の旅費に関する条例】 (旅費の支給) 第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 (旅費の種類) 第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費、死亡手当及び災害対策旅費とする。 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p> </div>
出張先	旅行日	人数	旅費支給額																													
滋賀県	平成31年3月25日	1人	2,640円																													
滋賀県	平成31年3月26日	1人	2,280円																													
滋賀県	平成31年3月25日	1人	3,780円																													
滋賀県	平成31年3月26日	1人	3,420円																													
滋賀県	平成30年7月25日	1人	1,560円																													
出張先	旅行日	旅費支給額																														
大阪市住吉区	平成30年4月17日	1,050円																														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月21日）

管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																									
狭山高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="552 569 1531 915"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年6月13日から同月14日まで</td> <td>10,880円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月16日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年6月14日から同月15日まで</td> <td>10,980円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月16日</td> </tr> <tr> <td>宮城県</td> <td>平成30年8月1日から同月3日まで</td> <td>47,360円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月12日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成30年11月9日</td> <td>4,020円</td> <td>1人</td> <td>平成31年4月12日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	滋賀県	平成30年6月13日から同月14日まで	10,880円	1人	平成31年4月16日	滋賀県	平成30年6月14日から同月15日まで	10,980円	1人	平成31年4月16日	宮城県	平成30年8月1日から同月3日まで	47,360円	1人	平成31年4月12日	滋賀県	平成30年11月9日	4,020円	1人	平成31年4月12日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																							
滋賀県	平成30年6月13日から同月14日まで	10,880円	1人	平成31年4月16日																							
滋賀県	平成30年6月14日から同月15日まで	10,980円	1人	平成31年4月16日																							
宮城県	平成30年8月1日から同月3日まで	47,360円	1人	平成31年4月12日																							
滋賀県	平成30年11月9日	4,020円	1人	平成31年4月12日																							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月28日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>教育庁 教育振興室 支援教育課</p>	<p>非常勤職員の出勤簿の整備及び年次休暇・特別休暇の手續に不備があった。</p> <p>1 非常勤職員A</p> <p>(1) 出勤簿整備の不備</p> <p>ア 毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年4月から平成31年3月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。</p> <p>イ 平成31年3月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていないかった。</p> <p>(2) 特別休暇手續の不備</p> <p>ア 特別休暇を平成30年9月4日に取得しているが、特別休暇願が提出されていないかった。</p> <p>2 非常勤職員B</p> <p>(1) 出勤簿整備の不備</p> <p>ア 毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年4月から平成31年3月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。</p> <p>イ 平成31年3月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていないかった。</p> <p>3 非常勤職員C</p> <p>(1) 出勤簿整備の不備</p> <p>ア 毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年4月から平成31年3月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。</p> <p>イ 年次休暇を平成31年8月15日(終日)、同月16日(終日)、同月17日(10:00~12:00)に取得しているが、出勤簿の当該日において、年休の記載がされていないかった。</p> <p>ウ 平成30年12月28日は年次休暇(終日)を取得しているにもかかわらず出勤簿の当該日には勤務実績(10:00~16:30)が記録されていた。</p> <p>エ 平成31年1月4日に年次休暇(終日)を取得していたが、出勤簿の当該日に欠席と記載したまま、放置しており出勤簿上、年次休暇・特別休暇等の実態が不明となっていた。</p> <p>オ 平成31年3月22日に年次休暇(終日)を取得していたが、出勤簿の当該日に年休の記載がされていないかった。</p> <p>カ 平成30年10月から平成31年3月までの6か月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていないかった。</p> <p>(2) 年次休暇手續の不備</p> <p>ア 年次休暇を平成30年9月20日(15:30~16:30)及び同年10月26日(終日)取得していたが、年次休暇届が提出されていないかった。</p>	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【一般職非常勤職員就業等規則】 (出勤管理等) 第11条 所属の長(以下「所属長」という。)は、一般職非常勤職員の勤務状況等を常に把握するとともに、適切な管理及び指導に当たらなければならない。</p> <p>【出勤簿「記入上の留意事項(※1)」】</p> <p>○ 毎月の確認欄は、原則として非常勤職員が配置されているグループのグループ長が押印してください</p> <p>総務事務システム(マニュアル・規定・データ集)において、出勤簿の様式、(※1)記入上の留意事項、年次休暇及び特別休暇の取得等における、出勤簿上の表記方法が示されている。</p>

	<p>(3) 特別休暇手続の不備 ア 特別休暇を平成30年9月4日に取得しているが、特別休暇願が提出されていなかった。</p> <p>4 非常勤職員D</p> <p>(1) 出勤簿整備の不備 ア 毎月末において、当該月の出勤簿により勤務実績や年次休暇等の取得など、非常勤職員の勤務状況を最終確認し、出勤簿の「確認欄」に記名・押印しなければならないが、平成30年4月から平成31年3月までの12か月分の出勤簿には記名・押印をしていなかった。 イ 平成31年3月22日に年次休暇(9:30~10:30)を取得していたが、出勤簿の当該日に年休の記載がされていなかった。 ウ 平成31年1月から同年3月までの3か月分の出勤簿においては、当該月の出勤日数及び年次休暇日数が記載されていなかった。</p> <p>(2) 特別休暇手続の不備 ア 特別休暇を平成30年9月4日に取得しているが、特別休暇願が提出されていなかった。</p>	
--	--	--

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
教育庁 文化財保護課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが11件あった。</p> <p>なお、平成30年度監査においても、本件と同様の事案が28件検出されている。</p> <table border="1" data-bbox="543 625 1326 903"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成30年1月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成30年3月</td> </tr> <tr> <td>3名</td> <td>3件</td> <td>平成30年5月</td> </tr> <tr> <td>3名</td> <td>4件</td> <td>平成30年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成30年12月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成 30 年1月	1名	2件	平成 30 年3月	3名	3件	平成 30 年5月	3名	4件	平成 30 年6月	1名	1件	平成 30 年12月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																		
1名	1件	平成 30 年1月																		
1名	2件	平成 30 年3月																		
3名	3件	平成 30 年5月																		
3名	4件	平成 30 年6月																		
1名	1件	平成 30 年12月																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
摂津高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="546 583 1326 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 583 685 657">人数</th> <th data-bbox="685 583 831 657">延べ件数</th> <th data-bbox="831 583 1326 657">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 657 685 730">1名</td> <td data-bbox="685 657 831 730">1件</td> <td data-bbox="831 657 1326 730">平成30年12月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成30年12月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期						
1名	1件	平成30年12月						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月21日）

病気休暇の承認手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																							
高石高等学校	<p>病気休暇のうち4名6件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="457 512 1489 785"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成31年1月11日</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成30年6月29日から同年7月6日まで</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成30年4月6日から同月9日まで</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">D</td> <td>平成30年8月9日</td> <td>13:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月13日</td> <td>12:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>平成31年3月20日</td> <td>12:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	平成31年1月11日	全日	B	平成30年6月29日から同年7月6日まで	全日	C	平成30年4月6日から同月9日まで	全日	D	平成30年8月9日	13:00～17:00	平成30年12月13日	12:00～17:00	平成31年3月20日	12:00～17:00	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続の見直しについて（通知）】 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室教職員企画課長通知)</p> <p>1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1614 842 2733 1031"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <p>【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性のある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</p> <p>○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。 ※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）をいう。</p>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。
職員	事実発生日	取得時間																							
A	平成31年1月11日	全日																							
B	平成30年6月29日から同年7月6日まで	全日																							
C	平成30年4月6日から同月9日まで	全日																							
D	平成30年8月9日	13:00～17:00																							
	平成30年12月13日	12:00～17:00																							
	平成31年3月20日	12:00～17:00																							
旧	新																								
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。																								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月30日）

病気休暇の承認手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																												
日根野高等学校	<p>病気休暇のうち1名4件について、終日病気休暇を取得していたが、当該予定より早く診察・治療が終了していたにもかかわらず、病気休暇の時間の変更手続を行っていないものがあった。また、病気休暇の取得要件に該当しないにもかかわらず、病気休暇を取得させているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="430 583 1478 1003"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th colspan="2">事実発生日</th> <th rowspan="2">取消すべき時間</th> <th rowspan="2">取消の理由</th> </tr> <tr> <th>取得日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>平成30年8月24日</td> <td>7:55～16:25</td> <td>12:30～16:25</td> <td>診察・治療が12:30に終了</td> </tr> <tr> <td>平成30年11月26日</td> <td>7:55～16:25</td> <td>14:00～16:25</td> <td>診察・治療が14:00に終了</td> </tr> <tr> <td>平成30年12月10日</td> <td>7:55～16:25</td> <td>7:55～16:25</td> <td>診断書の受領のみ（診察・治療は行っていない）</td> </tr> <tr> <td>平成31年2月22日</td> <td>7:55～16:25</td> <td>12:30～16:25</td> <td>診察・治療が12:30に終了</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日		取消すべき時間	取消の理由	取得日	取得時間	A	平成30年8月24日	7:55～16:25	12:30～16:25	診察・治療が12:30に終了	平成30年11月26日	7:55～16:25	14:00～16:25	診察・治療が14:00に終了	平成30年12月10日	7:55～16:25	7:55～16:25	診断書の受領のみ（診察・治療は行っていない）	平成31年2月22日	7:55～16:25	12:30～16:25	診察・治療が12:30に終了	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最小限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続の見直しについて（通知）】 （平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室教職員企画課長通知）</p> <p>1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1596 842 2718 1031"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <p>【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性がある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</p> <p>○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。 ※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条 第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）をいう。</p>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。
職員	事実発生日		取消すべき時間	取消の理由																										
	取得日	取得時間																												
A	平成30年8月24日	7:55～16:25	12:30～16:25	診察・治療が12:30に終了																										
	平成30年11月26日	7:55～16:25	14:00～16:25	診察・治療が14:00に終了																										
	平成30年12月10日	7:55～16:25	7:55～16:25	診断書の受領のみ（診察・治療は行っていない）																										
	平成31年2月22日	7:55～16:25	12:30～16:25	診察・治療が12:30に終了																										
旧	新																													
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。																													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月22日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																																											
教育庁 教育振興室 保健体育課	<p>行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあつた。</p> <p>施設名：大阪府立漕艇センター</p> <table border="1" data-bbox="468 556 1760 955"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>3.31㎡</td> <td>モバイルWiMAXサービスの為の基地局一式</td> <td>30,020円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>21.42㎡</td> <td>ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式</td> <td>193,960円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.09㎡</td> <td>ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式</td> <td>1,500円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>自動販売機1台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>360,720円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本件、全て公有財産台帳では許可期間が、「平30.4.1～平31.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>施設名：大阪府立体育会館</p> <table border="1" data-bbox="468 1060 1724 1810"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>自動販売機6台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>3,299,940円</td> <td>(注1) 平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>自動販売機2台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>2,299,960円</td> <td>(注2) 平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>無線機、モデム等(32.97㎡)</td> <td>携帯電話基地局</td> <td>739,690円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>34.01㎡</td> <td>売店営業</td> <td>1,307,880円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>16.06㎡</td> <td>事務室</td> <td>360,280円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>45.04㎡</td> <td>事務室</td> <td>1,010,440円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>44.06㎡</td> <td>ESCO事業用機器設置</td> <td>494,200円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>64.97㎡</td> <td>事務室</td> <td>1,457,460円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>自動販売機1台</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>68,680円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	3.31㎡	モバイルWiMAXサービスの為の基地局一式	30,020円	平31.4.1～令2.3.31	建物	21.42㎡	ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式	193,960円	平31.4.1～令2.3.31	土地	0.09㎡	ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式	1,500円	平31.4.1～令2.3.31	建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	360,720円	平31.4.1～令2.3.31	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	自動販売機6台	自動販売機の設置	3,299,940円	(注1) 平31.4.1～令2.3.31	建物	自動販売機2台	自動販売機の設置	2,299,960円	(注2) 平31.4.1～令2.3.31	建物	無線機、モデム等(32.97㎡)	携帯電話基地局	739,690円	平31.4.1～令2.3.31	建物	34.01㎡	売店営業	1,307,880円	平31.4.1～令2.3.31	建物	16.06㎡	事務室	360,280円	平31.4.1～令2.3.31	建物	45.04㎡	事務室	1,010,440円	平31.4.1～令2.3.31	建物	44.06㎡	ESCO事業用機器設置	494,200円	平31.4.1～令2.3.31	建物	64.97㎡	事務室	1,457,460円	平31.4.1～令2.3.31	建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	68,680円	平31.4.1～令2.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があつたときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																																																									
建物	3.31㎡	モバイルWiMAXサービスの為の基地局一式	30,020円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	21.42㎡	ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式	193,960円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
土地	0.09㎡	ソフトバンクモバイル携帯電話基地局一式	1,500円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	360,720円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																																																									
建物	自動販売機6台	自動販売機の設置	3,299,940円	(注1) 平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	自動販売機2台	自動販売機の設置	2,299,960円	(注2) 平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	無線機、モデム等(32.97㎡)	携帯電話基地局	739,690円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	34.01㎡	売店営業	1,307,880円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	16.06㎡	事務室	360,280円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	45.04㎡	事務室	1,010,440円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	44.06㎡	ESCO事業用機器設置	494,200円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	64.97㎡	事務室	1,457,460円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									
建物	自動販売機1台	自動販売機の設置	68,680円	平31.4.1～令2.3.31																																																																									

建物	無線機器、屋内アンテナ、電力ケーブル等 (12.64㎡)	携帯電話基地局	283,710円	平31.4.1～令2.3.31
建物	39.21㎡	事務室	879,550円	平31.4.1～令2.3.31
建物	無線機器アンテナ等 (83.05㎡)	携帯電話基地局	1,863,000円	平31.4.1～令2.3.31
建物	テレビ中継に伴う映像伝送機器一式 (1.12㎡)	テレビ中継に伴う映像伝送	25,270円	平31.4.1～令2.3.31
建物	自動販売機5台	自動販売機の設置	3,548,880円	平31.4.1～令2.3.31
建物	貸ロッカー3台 (1.56㎡)	貸ロッカー	35,100円	平31.4.1～令2.3.31
建物	無線機器、屋内アンテナ、電力ケーブル等 (12.66㎡)	携帯電話基地局	284,140円	平31.4.1～令2.3.31
<p>※(注1～2)は公有財産台帳に登録記録が全くなかった。 (注1～2)以外は、公有財産台帳では許可期間が、「平30.4.1～平31.3.31」のまま放置されていた。</p>				

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年6月3日から同年7月11日まで)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																													
<p>教育庁 文化財保護課</p>	<p>1 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。</p> <p>施設名：大阪府立近つ飛鳥風土記の丘</p> <table border="1" data-bbox="468 562 1676 856"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>送電線線下敷2,982.02㎡</td> <td>送電線 線下敷</td> <td>43,700円</td> <td>(注1) 平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.07㎡</td> <td>標識</td> <td>免除</td> <td>(注2) 平29.4.1～令4.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注1) 公有財産台帳では許可期間が、「平28.4.1～平29.3.31」のまま放置されていた。 ※(注2) 公有財産台帳では許可期間が、「平24.4.1～平29.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>施設名：史跡伝王仁墓土地</p> <table border="1" data-bbox="468 1003 1676 1339"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>ガス管3本(34～89m/m) 延べ47.4m</td> <td>地下埋設管(ガス管3本)</td> <td>3,840円</td> <td>(注1) 平30.4.1～令5.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.0636㎡</td> <td>案内板設置</td> <td>免除</td> <td>(注1) 平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注1) 公有財産台帳では許可期間が、「平25.4.1～平30.3.31」のまま放置されていた。 ※(注2) 公有財産台帳では許可期間が、「平28.4.1～平29.3.31」のまま放置されていた。</p> <p>施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所</p> <table border="1" data-bbox="468 1486 1676 1759"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>第1種電柱1本</td> <td>電柱の設置</td> <td>1,700円</td> <td>(注1) 平30.4.1～令5.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.46㎡</td> <td>歩道・擁壁</td> <td>免除</td> <td>(注2) 平29.4.1～令4.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※(注1) 公有財産台帳では許可期間が、「平25.4.1～平30.3.31」のまま放置されていた。 ※(注2) 公有財産台帳に登録記録が全くなかった。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	送電線線下敷2,982.02㎡	送電線 線下敷	43,700円	(注1) 平31.4.1～令2.3.31	土地	0.07㎡	標識	免除	(注2) 平29.4.1～令4.3.31	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	ガス管3本(34～89m/m) 延べ47.4m	地下埋設管(ガス管3本)	3,840円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31	土地	0.0636㎡	案内板設置	免除	(注1) 平31.4.1～令2.3.31	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	第1種電柱1本	電柱の設置	1,700円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31	土地	0.46㎡	歩道・擁壁	免除	(注2) 平29.4.1～令4.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>(貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>(使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																											
土地	送電線線下敷2,982.02㎡	送電線 線下敷	43,700円	(注1) 平31.4.1～令2.3.31																																											
土地	0.07㎡	標識	免除	(注2) 平29.4.1～令4.3.31																																											
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																											
土地	ガス管3本(34～89m/m) 延べ47.4m	地下埋設管(ガス管3本)	3,840円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31																																											
土地	0.0636㎡	案内板設置	免除	(注1) 平31.4.1～令2.3.31																																											
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																											
土地	第1種電柱1本	電柱の設置	1,700円	(注1) 平30.4.1～令5.3.31																																											
土地	0.46㎡	歩道・擁壁	免除	(注2) 平29.4.1～令4.3.31																																											

施設名：大阪府立弥生文化博物館

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
建物	公衆電話(卓上型) 1台	公衆電話設置	3,990円	(注1) 平31.4.1～令2.3.31
建物	自動販売機 1台	自動販売機設置	18,680円	(注2) 平31.4.1～令2.3.31
土地	0.3225㎡	案内板設置	免除	(注3) 平31.4.1～令2.3.31
土地	0.18㎡	バス停留所表示用看板1基	600円	(注4) 平31.4.1～令2.3.31
土地	第1種本柱1本 支線1本	電柱の設置	3,400円	(注5) 平30.4.1～令5.3.31
土地	電話柱2本	電話柱の設置	3,000円	(注6) 平30.4.1～令5.3.31

※(注1～4) 公有財産台帳では許可期間が、「平28.4.1～平29.3.31」のまま放置されていた。
 ※(注5～6) 公有財産台帳では許可期間が、「平25.4.1～平30.3.31」のまま放置されていた。

施設名：大阪府立近つ飛鳥博物館

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
建物	公衆電話(卓上型) 1台	公衆電話設置	3,990円	(注1) 平31.4.1～令2.3.31
建物	16.76㎡	飲食物類の販売	121,500円	(注2) 平31.4.1～令2.3.31

※(注1～2) 公有財産台帳では許可期間が、「平28.4.1～平29.3.31」のまま放置されていた。

施設名：御勝山古墳

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
土地	5,252.89㎡	御勝山公園	免除	平31.4.1～令2.3.31

※ 公有財産台帳では許可期間が、「平28.4.1～平29.3.31」のまま放置されていた。

施設名：史跡舎密局跡

種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間
土地	75.29㎡	道路敷地	免除	平31.4.1～令6.3.31

※ 公有財産台帳では許可期間が、「平26.4.1～平31.3.31」のまま放置されていた。

2 借用財産について、公有財産台帳に登録していないもの及び更新登録を行っていないものがあった。

施設名：鶴田池東遺跡瓦窯収蔵庫

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	堺市西区菱木三丁地内	106.8㎡	収蔵庫 (鶴田池東遺跡瓦窯)	免除	平29.4.1 ～ 令4.3.31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「平24.4.1～平29.3.31」のまま放置されていた。

施設名：岸和田収蔵庫

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	岸和田市磯上町一丁目46-2	1,626.45㎡	高架下 物件設置	免除	平30.4.1 ～ 令5.3.31

※ 公有財産台帳に登録記録が全くなかった。

施設名：大阪府北部地域埋蔵文化財遺物収

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	摂津市鳥飼中一丁目38	0.1m未満 84m	水道管設置	免除	(注1) 平31.4.1 ～ 令6.3.31
土地	摂津市鳥飼中一丁目38 (鳥飼仁和寺大橋高架下)	1,053.25㎡	高架下 物件設置	免除	(注2) 平30.4.1 ～ 令5.3.31

※ (注1) 公有財産台帳では借用期間が、「平26.4.1～平31.3.31」のまま放置されていた。

※ (注2) 公有財産台帳では借用期間が、「平25.4.1～平30.3.31」のまま放置されていた。

施設名：史跡伝王仁墓土地

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	枚方市藤阪東町2	1本	路側標識設置	免除	平29.4.1 ～ 令4.3.31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「平24.8.21～平29.3.31」のまま放置されていた。

施設名：史跡舎蜜局跡

種別	所在地	借用数量	借用目的	年間借用料	借用期間
土地	大阪市中央区大手前3-1先	1基	顕彰碑・記念碑 史跡・舎蜜局跡 標柱	免除	平31.4.1 ～ 令6.3.31

※ 公有財産台帳では借用期間が、「平26.4.1～平31.3.31」のまま放置されていた。

- 3 府有財産の賃貸借契約に伴う貸付状況について、公有財産台帳に登録されていなかった。また、当該貸付契約書の貸付数量に誤りがあった。

施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所

種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間
土地	誤) 4,571.13m ² 正) 4,572.13m ² (使用権割合 770m ² /3,400m ²)	非営利	事務所	(注1) 2,682,100円	平30.4.1 ～ 令5.3.31

※ (注1) 年間貸付料は平成30年度分(平30.4.1～平31.3.31)を記載している。
令和元年度分は公有財産台帳(土地)の価額改定に伴い貸付料も改定されている。
(令和元年度年間貸付料2,679,400円)

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
港高等学校	下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。					検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。
	種別	許可数量	使用目的	使用料	許可期間	<p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
	工作物	0.67㎡	災害時避難所表示板・津波避難施設表示板（正門扉）	免除	平30.4.1～令5.3.31	

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月27日）

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
山本高等学校	<p>下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 485 1774 787"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>借用料 (年額)</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>八尾市山本町北2丁目1番</td> <td>3,335㎡</td> <td>学校運動用地</td> <td>3,000,000円</td> <td>平30.4.1 ～平31.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間	土地	八尾市山本町北2丁目1番	3,335㎡	学校運動用地	3,000,000円	平30.4.1 ～平31.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p> </div>
種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間									
土地	八尾市山本町北2丁目1番	3,335㎡	学校運動用地	3,000,000円	平30.4.1 ～平31.3.31									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月24日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
高石高等学校	<p>食堂業者に対して貸し付けている下記の物品について、貸付けの決定及び契約の締結に関する事務処理を行わずに貸付けを行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="688 535 1362 623"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛付台 ほか</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	盛付台 ほか	23	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【財産の交換、譲渡及び貸付け等に関する条例】 (普通財産の貸付け等) 第4条 普通財産は、公用、公共用又は公益事業の用に供するときその他知事が公益上特に必要があると認めるときは、これを無償又は減額した価額で貸し付けることができる。 (物品の譲渡及び貸付け) 第6条 2 第4条第1項の規定は、物品を貸し付ける場合にこれを準用する。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の貸付け及び交換) 第85条 物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。 (物品の貸付期間) 第86条 物品の貸付期間は、1年以内とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> </div>
品名	数量					
盛付台 ほか	23					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年5月30日）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																													
<p>教育庁 教育振興室 保健体育課</p>	<p>行政財産の使用許可を行っているもののうち、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※1）を作成していないものがあつた。また、当該調査を実施した場合に必要な財産活用課長への報告書（※2）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。</p> <p>（※1）使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※2）使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>施設名：大阪府立体育会館</p> <table border="1" data-bbox="468 709 1543 1092"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>16.06㎡</td> <td>事務室</td> <td>360,280円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>45.04㎡</td> <td>事務室</td> <td>1,010,440円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>64.97㎡</td> <td>事務室</td> <td>1,457,460円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>39.21㎡</td> <td>事務室</td> <td>879,550円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設名：大阪府立門真スポーツセンター</p> <table border="1" data-bbox="468 1165 1543 1476"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>11.62㎡</td> <td>事務所</td> <td>366,760円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>11.57㎡</td> <td>事務所</td> <td>365,140円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>13.37㎡</td> <td>事務所</td> <td>421,950円</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	16.06㎡	事務室	360,280円	平31.4.1～令2.3.31	建物	45.04㎡	事務室	1,010,440円	平31.4.1～令2.3.31	建物	64.97㎡	事務室	1,457,460円	平31.4.1～令2.3.31	建物	39.21㎡	事務室	879,550円	平31.4.1～令2.3.31	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	11.62㎡	事務所	366,760円	平31.4.1～令2.3.31	建物	11.57㎡	事務所	365,140円	平31.4.1～令2.3.31	建物	13.37㎡	事務所	421,950円	平31.4.1～令2.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財規則】 （使用状況の確認） 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 （4）公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> <p>【平成30年3月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】 1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。 2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																											
建物	16.06㎡	事務室	360,280円	平31.4.1～令2.3.31																																											
建物	45.04㎡	事務室	1,010,440円	平31.4.1～令2.3.31																																											
建物	64.97㎡	事務室	1,457,460円	平31.4.1～令2.3.31																																											
建物	39.21㎡	事務室	879,550円	平31.4.1～令2.3.31																																											
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																											
建物	11.62㎡	事務所	366,760円	平31.4.1～令2.3.31																																											
建物	11.57㎡	事務所	365,140円	平31.4.1～令2.3.31																																											
建物	13.37㎡	事務所	421,950円	平31.4.1～令2.3.31																																											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																										
<p>教育庁 文化財保護課</p>	<p>行政財産の使用許可及び府有財産の貸付契約を行っているもののうち、実地調査に伴い作成が必要となるチェックリスト（※1）を作成していないものがあつた。また、当該調査を実施した場合に必要な財産活用課長への報告書（※2）も作成されておらず、当該報告を怠っていた。</p> <p>（※1）使用許可及び貸付に関するチェックリスト （※2）使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>【行政財産の使用許可】 施設名：御勝山古墳</p> <table border="1" data-bbox="468 743 1546 848"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>5,252.89㎡</td> <td>御勝山公園</td> <td>免除</td> <td>平31.4.1～令2.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所</p> <table border="1" data-bbox="468 921 1546 1026"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>0.46㎡</td> <td>歩道・擁壁</td> <td>免除</td> <td>平29.4.1～令4.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>施設名：史跡舎密局跡</p> <table border="1" data-bbox="468 1100 1546 1205"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>75.29㎡</td> <td>道路敷地</td> <td>免除</td> <td>平31.4.1～令6.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>【府有財産の貸付契約】 施設名：大阪府教育庁文化財調査事務所</p> <table border="1" data-bbox="483 1314 1555 1587"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>使用目的</th> <th>貸付目的</th> <th>年間貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>誤) 4,571.13㎡ 正) 4,572.13㎡ (内使用権割合 770㎡/3,400㎡)</td> <td>非営利</td> <td>事務所</td> <td>2,682,100円</td> <td>平30.4.1 ～ 令5.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、本件は当該貸付契約書の貸付数量に誤りがあつた。 また、年間貸付料は平成30年度分（平30.4.1～平31.3.31）を記載している。 令和元年度の年間貸付料は2,679,400円に改定されている。</p>	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	5,252.89㎡	御勝山公園	免除	平31.4.1～令2.3.31	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	土地	0.46㎡	歩道・擁壁	免除	平29.4.1～令4.3.31	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	75.29㎡	道路敷地	免除	平31.4.1～令6.3.31	種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間	土地	誤) 4,571.13㎡ 正) 4,572.13㎡ (内使用権割合 770㎡/3,400㎡)	非営利	事務所	2,682,100円	平30.4.1 ～ 令5.3.31	<p>公有財産事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年1回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> <p>【平成30年3月13日付け財活第1957号による通知（抜粋）】 1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。 2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																								
土地	5,252.89㎡	御勝山公園	免除	平31.4.1～令2.3.31																																								
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																								
土地	0.46㎡	歩道・擁壁	免除	平29.4.1～令4.3.31																																								
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間																																								
建物	75.29㎡	道路敷地	免除	平31.4.1～令6.3.31																																								
種別	貸付数量	使用目的	貸付目的	年間貸付料	貸付期間																																							
土地	誤) 4,571.13㎡ 正) 4,572.13㎡ (内使用権割合 770㎡/3,400㎡)	非営利	事務所	2,682,100円	平30.4.1 ～ 令5.3.31																																							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
高石高等学校	<p>府立高等学校管理運営事業において、平成 30 年度期末の建設仮勘定に 838,192 円計上されていた。</p> <p>本件の内容を調査したところ、高石高等学校で平成 27 年度及び平成 29 年度に実施したブロック塀修理工事費等について、工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず建設仮勘定に未精算として計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="507 625 1507 821"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>ブロック塀修理工事</td> <td>756,000 円</td> <td>95,697 円</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度</td> <td>ガス設備改修工事</td> <td>927,936 円</td> <td>27,535 円</td> </tr> <tr> <td>平成 29 年度</td> <td>非常放送設備更新業務</td> <td>714,960 円</td> <td>714,960 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>2,398,896 円</td> <td>838,192 円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約額	未精算額	平成 27 年度	ブロック塀修理工事	756,000 円	95,697 円	平成 27 年度	ガス設備改修工事	927,936 円	27,535 円	平成 29 年度	非常放送設備更新業務	714,960 円	714,960 円		合計	2,398,896 円	838,192 円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 (固定資産の分類及び計上) 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7)建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【大阪府建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算) 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の異動登録) 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号(府以外からの取得の場合に限る。)及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p> </div>
年度	契約件名	契約額	未精算額																			
平成 27 年度	ブロック塀修理工事	756,000 円	95,697 円																			
平成 27 年度	ガス設備改修工事	927,936 円	27,535 円																			
平成 29 年度	非常放送設備更新業務	714,960 円	714,960 円																			
	合計	2,398,896 円	838,192 円																			

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和元年5月30日)

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項				
<p>教育庁 教育振興室 保健体育課</p>	<p>下記工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。</p> <p>工事完了日：平成 31 年 3 月 26 日（検査日：平成 31 年 3 月 29 日）</p> <table border="1" data-bbox="543 604 1567 848"> <thead> <tr> <th data-bbox="543 604 1368 678">契約名称</th> <th data-bbox="1368 604 1567 678">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 678 1368 848">大阪府立体育会館防犯カメラ新設機能強化及び録画機器新設工事</td> <td data-bbox="1368 678 1567 848">1,296,000円</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	金額	大阪府立体育会館防犯カメラ新設機能強化及び録画機器新設工事	1,296,000円	<p>保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。 また、固定資産計上基準表等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1816 621 2739 1016" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表 4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 取得時点での取引価格（購入代価等）だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 </div>
契約名称	金額					
大阪府立体育会館防犯カメラ新設機能強化及び録画機器新設工事	1,296,000円					

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年6月3日から同年7月11日まで）

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
警察本部 警備部 警備総務課	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を時間外勤務命令簿に記載し、勤務管理者および命令権者の確認を経た後、時間外勤務手当担当者が給与管理システムに入力することとなっているが、同システムへの入力を失念していたため、時間外勤務手当が支給されていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="540 621 1549 781"> <thead> <tr> <th data-bbox="540 621 857 701">人数</th> <th data-bbox="857 621 1142 701">件数</th> <th data-bbox="1142 621 1549 701">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="540 701 857 781">1名</td> <td data-bbox="857 701 1142 781">1件</td> <td data-bbox="1142 701 1549 781">平成30年4月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	件数	事実発生時期	1名	1件	平成30年4月	<p>検出事項について速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務を行われたい。</p>
人数	件数	事実発生時期						
1名	1件	平成30年4月						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年7月16日から同月19日まで）